

Disclosure 2023

しずおか焼津信用金庫の現況



しずおか焼津信用金庫

SHIZUOKA YAIZU SHINKIN BANK
2023

<基本方針>

『地域の未来に貢献する』

- 明るく豊かな明日を拓きます
- 環境や文化を大切にします

『お客様の暮らしを支える』

- お客様の事業の価値向上を目指します
- お客様の心豊かな暮らしを応援します

『職員の幸せを追求する』

- 職員とその家族の笑顔を育みます
- 働くことが誇りとなる金庫をつくります

<行動指針>

『誠意を尽くし、挑戦を続け、地域社会と共栄する』

- 地域とお客様を想い、真摯な姿勢で向き合います
- 新しいことにも情熱を持って取り組みます
- お客様によりそい、地域とともに発展します

<スローガン>

地域の未来によりそう

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 基本方針・行動指針 | |
| 目次 | 1 |
| 事業概況 | 2 |
| 金庫概要・事業内容 | 3 |
| 組織図・役員一覧 | 4 |
| 店舗一覧 | 5 |
| 業績ハイライト | 6 |
| 経営改善及び地域活性化への取組み | 7 |
| コンプライアンス態勢について | 9 |
| マネー・ローndリング及び テロ資金供与対策への取組み | 10 |
| リスク管理態勢について | 11 |
| 総代会について | 13 |

【資料編】 ※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

| | |
|----------------------------|----|
| 単体 財務諸表 | 15 |
| 主要な業務の状況を示す指標等 報酬体系について | 19 |
| 預金に関する指標 | 21 |
| 貸出金等に関する指標 | 22 |
| 資金運用と証券業務 | 24 |
| 自己資本の充実の状況について | 27 |
| 連結 当金庫グループのご案内・連結財務諸表 | 35 |
| 自己資本の充実の状況について（連結） | 39 |
| 開示項目一覧 | 44 |



イメージキャラクター
たねココ

事業概況

■ 金融経済環境

令和4年度は、第7波や第8波の爆発的な新型コロナウイルス感染症拡大が発生した中でも、「ウイズ・コロナ」による経済活動との両立に向けた動きが本格化しました。金融経済環境としましては、世界的な経済活動の再開における需要の増加、長期化するウクライナ情勢を要因とした資源・エネルギー価格の高騰により、サプライチェーンに大きな影響を及ぼしていることに加え、インフレ抑制を目的とした海外政策金利の大幅な引き上げによる金融市場の不安定化も重なり、不確実性が高まりました。

当金庫の営業地域である静岡県の動向につきましては、個人消費は持ち直しの動きがみられるものの、特に事業者におきまして、仕入価格の上昇分を販売価格に転嫁しきれず収益を圧迫している事例や、人手不足が受注獲得の足かせとなっている事例も見られ、経済の回復には時間を要する状況となっています。また、気候変動対策やDX（デジタルトランスフォーメーション）といった新たな潮流への対応も喫緊の課題となっています。

■ 事業概況

令和4年度からスタートした中期経営計画「Great Challenge！（大いなる挑戦）」では、「お客様へもっと寄り添う地域伴走体制の構築」、「お客様や地域のお役に立つ人材の育成」、「揺るぎない経営基盤の確立」の3つの戦略により、圧倒的に頼られる地域伴走者となることをビジョンとして掲げています。その初年度となる令和4年度においては、地域伴走体制の土台となる「伴走強化サイクル」の更なる定着や、DX等を踏まえた事務の抜本的な見直し等に着手し、お客様への本業支援件数の増加や職員の支援スキルの向上、事務の本部集中化計画の策定などに重点的に取り組ましました。

また、本業支援や相談業務の充実強化や強固な営業基盤を築くため、相談拠点の充実や店舗網の再編を実施しました。新たな本業支援拠点として、藤枝市インキュベーション拠点（フジキチ）を利用した「藤枝駅サポートベース」を6月に設置しました。また、店舗網の再編として、店舗内店舗の統合（長田・前島）、中央支店の出張所化、出張所（田尻・西焼津・大島）の母店への統合を行うとともに、静岡県中部エリアで空白地となっていた島田市において「島田支店」を設置し、令和5年3月にオープンしました。

SDGsへの取組みにつきましては、山梨県と長野県の信用金庫との連携企画「しんきん中部横断道コネクト」に基づく「SUMPUマルシェ」「SHIDAマルシェ」の開催や、地域最大規模の複合型地域創生イベント「しんきんフェア静岡2022」の開催により、賑わい創出による地域活性化に繋がりました。また、「しんきんビジネスマッチング静岡2022」では約2,000件の商談が行われ、お客様の販路拡大への橋渡しが実現しました。

新たな課題への取組みとしましては、「静岡Green でんき」の導入や「気候変動イニシアチブ（JCI）」への参画等により気候変動対策を前進させたほか、令和5年1月に経済産業省のDX認定を取得するなど当金庫内外へのDX普及の第一歩を踏み出しました。

■ 業績

預積金残高につきましては、定期預金商品の積極的な推進により、前年度末比553億円増加し、1兆7,920億円となりました。

貸出金残高につきましては、積極的にお客様の課題解決にお応えした結果、前年度末比447億円増加し、8,977億円となりました。

収益の状況につきましては、経常利益32億円、当期純利益22億円となり、安定した収益を確保することができました。

■ 事業の展望及び信用金庫が対処すべき課題

今後の経営環境は、国際情勢の緊迫化、物価動向や金融市場の不安定化等を受け、厳しい状況が継続することが見込まれます。そのような中でも、地域伴走体制による金融仲介機能を十分に発揮することで、経営基盤の強化に繋げ、地域の発展に貢献できる地域金融機関としての存在感を高めていきます。

また、対処すべき課題として、更なるお客様への伴走支援体制の強化、デジタル社会への対応、気候変動対策やDXの普及などをより充実すべきだと考えております。これらの諸課題につきましては、役職員一丸となり積極的に取り組んで参る所存です。

今後とも、地域の皆様の変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

令和5年7月

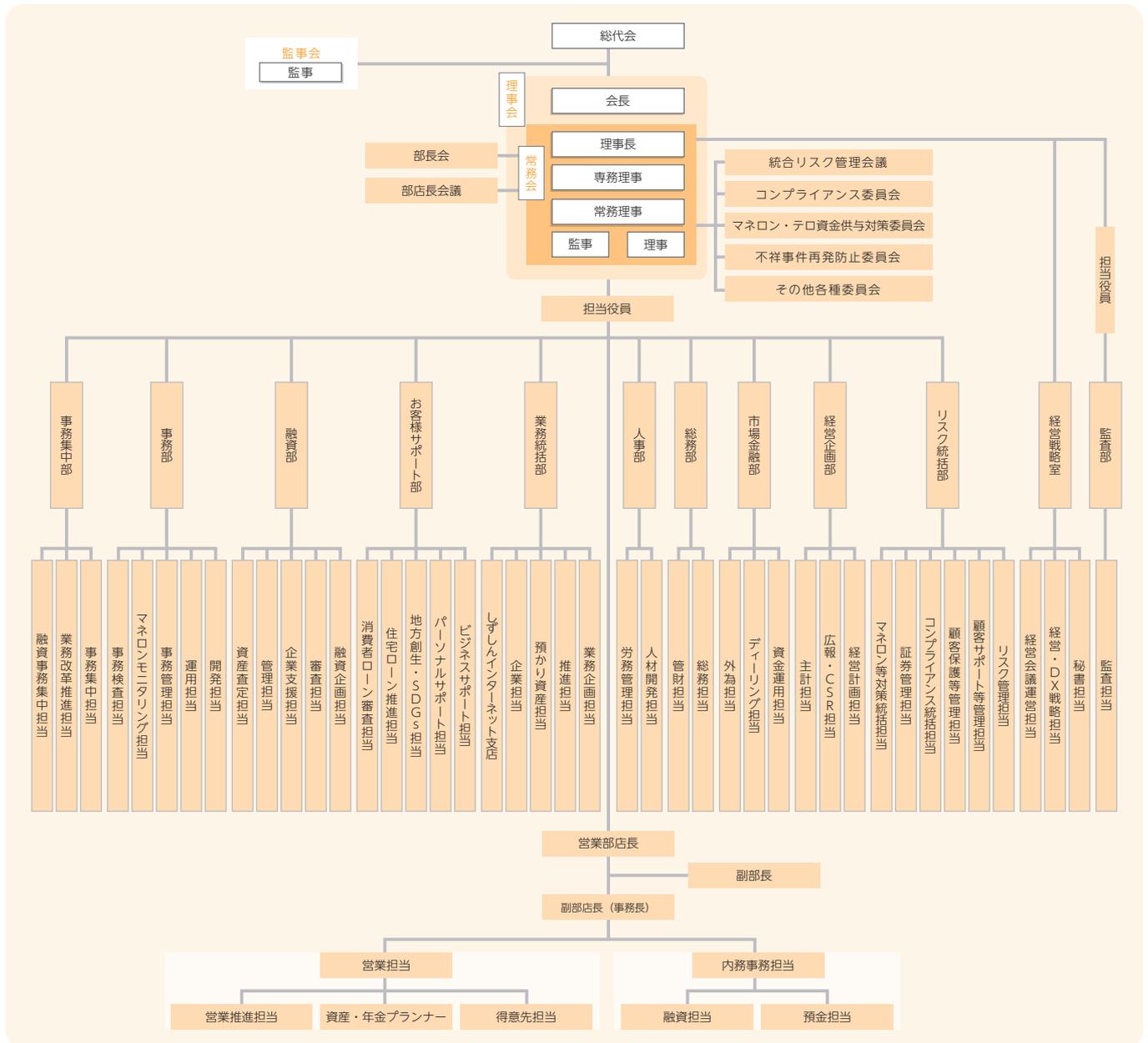
しずおか焼津信用金庫

理事長 田形和幸

| | |
|----------|--|
| 金庫名称 | しずおか焼津信用金庫 |
| 本部・本店所在地 | 静岡県静岡市葵区相生町1番1号 |
| 設立 | 1931年（昭和6年）1月17日 |
| 出資金 | 3,248百万円（会員数：81,813人） |
| 営業地区 | 静岡県静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、御前崎市、富士市、富士宮市、沼津市（旧田方郡戸田村を除く）、三島市、裾野市、静岡県駿東郡清水町、静岡県駿東郡長泉町、静岡県榛原郡 |
| 業 容 | 預積金残高 1兆7,920億円 貸出金残高 8,977億円 役職員数 967人（嘱託職員含む） |
| 店舗数 | 62店舗（うちサテライト店1、出張所8） ※インターネット支店含む |
| 子会社 | 静岡焼津ビジネス株式会社 静岡信用保証株式会社 静岡焼津リース株式会社 静岡焼津マネジメント株式会社 |

事業内容

| | |
|--------------|--|
| ● 預金業務 | 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金、譲渡性預金等を取り扱っています。 |
| ● 貸出業務 | (1) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っています。 (2) 手形の割引 商業手形等の割引を取り扱っています。 |
| ● 商品有価証券売買業務 | 国債等公共債の売買業務を行っています。 |
| ● 有価証券投資業務 | 預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。 |
| ● 内国為替業務 | 送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っています。 |
| ● 外国為替業務 | 輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っています。 |
| ● 附帯業務 | (1) 代理業務 ①日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ④日本政策金融公庫、信金中央金庫、住宅金融支援機構等の代理貸付業務 (2) 保護預かり及び貸金庫業務 (3) 有価証券の貸付 (4) 債務の保証 (5) 公共債の引受 (6) 国債等公共債及び投資信託の窓口販売 (7) 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集） (8) 電子債権記録業に係る業務 (9) 確定拠出年金法により行う業務 (10) 私募債の引受け (11) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る） 信金中央金庫 株式会社山田エスクロー信託 株式会社りそな銀行 (12) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの） |



役員一覧

| | | | | | |
|---------------|--------|-------|----------|-------|----------|
| 理事長 (代表理事) | 田形 和幸 | 理事 | 三澤 努 | 監事 | 長谷川 一浩 |
| 常務理事 | 木村 寿倫 | 理事 | 佐藤 克彦 | 非常勤監事 | 小野 森男 ※2 |
| 常務理事 | 岩瀬 洋一郎 | 理事 | 宮城島 孝 | 非常勤監事 | 山田 博久 |
| 常務理事 | 岩崎 浩季 | 非常勤理事 | 浅原 良造 ※1 | 非常勤監事 | 洞江 秀 |
| 理事 | 南條 和義 | 非常勤理事 | 久野 匠一 ※1 | 非常勤監事 | 村松 淳旨 ※2 |
| 理事 | 横山 敦史 | 非常勤理事 | 平井 敏晃 ※1 | | |

※1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

| | | | | | | |
|--------------------------|---|---|--|--|---|--|
| 【静岡市葵区】 | ※本店営業部 追手町支店 | 420-0838 静岡市葵区相生町1-1 420-0853 静岡市葵区追手町3-11 | TEL.054-247-1152 TEL.054-252-1151 | | | |
| | ※安西支店 長谷支店 | 420-0011 静岡市葵区安西3-41 420-0866 静岡市葵区西草深町36-1 | TEL.054-252-2195 TEL.054-245-2438 | | | |
| | ※新富支店 駒形支店 籠上支店 竜南支店 | 420-0075 静岡市葵区五番町8-4 420-0042 静岡市葵区駒形通2-6-2 420-0873 静岡市葵区籠上9-13 420-0841 静岡市葵区上足洗3-12-16 | TEL.054-252-3195 TEL.054-254-2491 TEL.054-271-3611 TEL.054-247-0212 | | | |
| | ※竜南支店麻機出張所 瀬名支店 瀬名支店西奈出張所 | 420-0961 静岡市葵区北1-10-6 420-0913 静岡市葵区瀬名川2-32-5 420-0911 静岡市葵区瀬名6-8-2 | TEL.054-247-2662 TEL.054-262-8925 TEL.054-262-7511 | | | |
| | ※松富支店 古庄支店 | 420-0943 静岡市葵区上伝馬19-52 420-0812 静岡市葵区古庄3-15-53 | TEL.054-273-2150 TEL.054-263-7261 | | | |
| | ※羽鳥支店 羽鳥支店美和出張所 羽鳥西支店 | 421-1213 静岡市葵区山崎1-28-5 421-2114 静岡市葵区安倍口新田135-22 421-1215 静岡市葵区羽鳥4-4-15 | TEL.054-278-5661 TEL.054-296-6220 TEL.054-278-1131 | | | |
| | 【静岡市駿河区】 | ※駅南支店 | 422-8067 静岡市駿河区南町3-5 | TEL.054-285-0137 | | |
| | | ※石田支店 | 422-8042 静岡市駿河区石田1-1-46 | TEL.054-286-0181 | | |
| | | ※小鹿支店 丸子支店 | 422-8021 静岡市駿河区小鹿2-1-17 421-0103 静岡市駿河区丸子3-6-9 | TEL.054-286-0381 TEL.054-259-5161 | | |
| | | 高松支店 高松支店登呂出張所 | 422-8036 静岡市駿河区敷地1-15-19 422-8033 静岡市駿河区登呂4-3-6 | TEL.054-237-5911 TEL.054-283-9711 | | |
| | | 小黑支店 長田南支店 | 422-8072 静岡市駿河区小黑3-11-31 421-0115 静岡市駿河区みずほ3-1-3 | TEL.054-283-2781 TEL.054-257-1225 | | |
| | | 西脇支店 | 422-8044 静岡市駿河区西脇306 | TEL.054-284-3380 | | |
| | | ※東新田支店 静岡南支店 静岡南支店新川出張所 | 421-0112 静岡市駿河区東新田3-4-1 422-8047 静岡市駿河区中村町6-1 422-8064 静岡市駿河区新川2-8-14 | TEL.054-257-1500 TEL.054-282-2251 TEL.054-282-3711 | | |
| | | 【静岡市清水区】 | ※清水支店 興津支店 八千代支店 | 424-0821 静岡市清水区相生町5-5 424-0204 静岡市清水区興津中町274 424-0946 静岡市清水区八千代町10-24 | TEL.054-352-1288 TEL.054-369-0174 TEL.054-352-4151 | |
| | | | ※押切支店 御門台支店 | 424-0008 静岡市清水区押切1448 424-0884 静岡市清水区草薙一里山4-1 | TEL.054-348-6201 TEL.054-348-0001 | |
| | | | 【焼津市】 | ※まるせい営業部 まるせい営業部中央出張所 焼津支店 | 425-0027 焼津市栄町3-5-14 425-0022 焼津市本町4-10-28 425-0035 焼津市東小川2-11-22 | TEL.054-628-8171 TEL.054-628-3151 TEL.054-627-8686 |
| | | | | ※道原支店 小川支店 | 425-0064 焼津市三和1342 425-0031 焼津市小川新町3-1-25 | TEL.054-623-3751 TEL.054-628-3168 |
| ※石津支店 ※焼津西支店 焼津北支店 | 425-0041 焼津市石津336-3 425-0036 焼津市西小川1-12-7 425-0028 焼津市駅北3-12-10 | TEL.054-624-2101 TEL.054-627-0178 TEL.054-629-1551 | | | | |
| ※大富支店 大井川支店 豊田支店 | 425-0045 焼津市祢宜島403-3 421-0218 焼津市下江留650-1 425-0076 焼津市小屋敷342-1 | TEL.054-623-0111 TEL.054-622-3511 TEL.054-629-1120 | | | | |
| さかなセンター支店 大住支店 | 425-0091 焼津市八橋4-13-7 425-0046 焼津市三右衛門新田632-1 | TEL.054-628-5141 TEL.054-623-6600 | | | | |
| 【藤枝市】 | ※藤枝支店 藤枝水守支店 藤枝中央支店 藤枝中央支店田中出張所 藤枝上支店 | 426-0067 藤枝市前島2-29-12 426-0005 藤枝市水守1-19-37 426-0018 藤枝市本町2-2-33 426-0016 藤枝市郡1131-1 426-0025 藤枝市藤枝2-5-43 | | TEL.054-635-0831 TEL.054-646-3900 TEL.054-641-0700 TEL.054-645-0100 TEL.054-641-0720 | | |
| | ※藤枝駅支店 藤枝駅支店志太出張所 岡部支店 高洲支店 ○いかるみ支店 | 426-0037 藤枝市青木2-35-25 426-0071 藤枝市志太4-1-5 421-1121 藤枝市岡部町岡部6-27 426-0041 藤枝市高柳4-16-12 426-0015 藤枝市五十海4-18-8 | | TEL.054-641-1450 TEL.054-644-4131 TEL.054-667-0125 TEL.054-635-6111 TEL.054-645-1611 | | |
| | 【富士市】 | 吉原支店 | | 417-0058 富士市永田北町6-18 | TEL.0545-51-0915 | |
| | | ※富士支店 | | 416-0944 富士市横割3-8-16 | TEL.0545-63-1171 | |
| | 【島田市】 | 島田支店 | | 427-0029 島田市日之出町6-3 | TEL.0547-37-1311 | |
| | 【牧之原市】 | ※榛原支店 | 421-0421 牧之原市細江3706-1 | TEL.0548-22-5481 | | |
| | 【吉田町】 | ※吉田支店 | 421-0301 榛原郡吉田町住吉109-2 | TEL.0548-32-8311 | | |
| | しずしんインターネット支店 | | 420-0838 静岡市葵区相生町1-1 | TEL.0120-424-055 | | |

- ◆本部
420-0838 静岡市葵区相生町1-1
TEL.054-247-1151 (代)
- ◆焼津本部
425-8501 焼津市五ヶ堀之内987
TEL.054-629-1117
- ◆静岡相談プラザ
420-0839 静岡市葵区鷹匠3-23-6
TEL.0120-801-550
- ◆焼津相談プラザ
425-8501 焼津市五ヶ堀之内987
TEL.0120-801-115
- ◆藤枝相談プラザ
426-0071 藤枝市志太4-1-5
TEL.0120-812-114

店舗外キャッシュコーナー

【静岡市】

葵区役所
新静岡セノバ
スーパー田子重下川原店
イオン清水店
横内出張所

【焼津市】

焼津市役所
焼津市立総合病院
スーパー田子重田尻店
スーパー田子重西焼津店
スーパー富士屋田尻店

【藤枝市】

藤枝市役所
藤枝市立総合病院
スーパー富士屋高洲店
藤岡ATMコーナー
藤枝ATMコーナー

【その他】

JR名古屋駅セントラルタワーズ
JR名古屋駅桜通口
中部国際空港セントレア

土曜日ご利用できます。

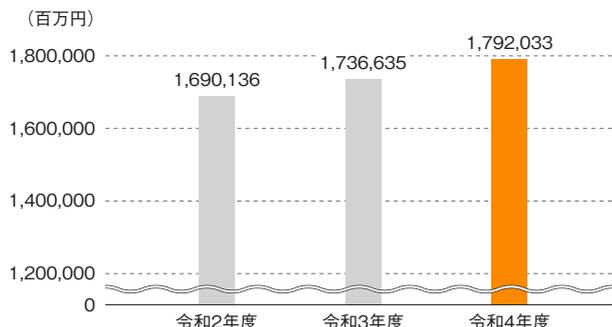
土・日・祝日もご利用できます。

※貸金庫を取り扱っている店舗
○店舗リニューアルのため、いかるみ支店
は仮店舗（藤枝水守支店）にて営業
しております。

業績ハイライト

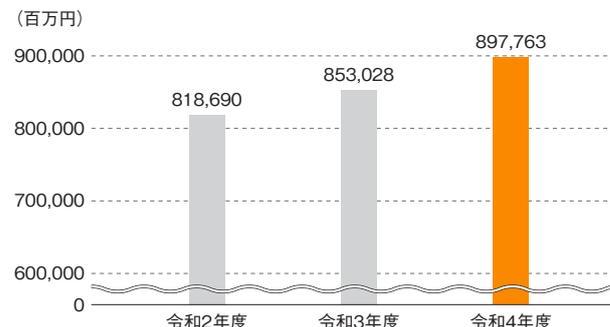
預積金残高

1兆7,920億円



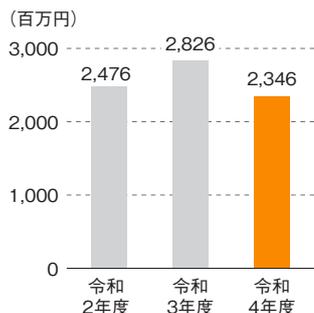
貸出金残高

8,977億円



業務純益

23億46百万円



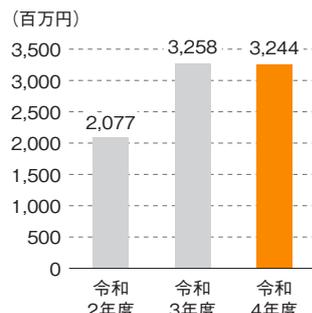
コア業務純益

31億96百万円



経常利益

32億44百万円



当期純利益

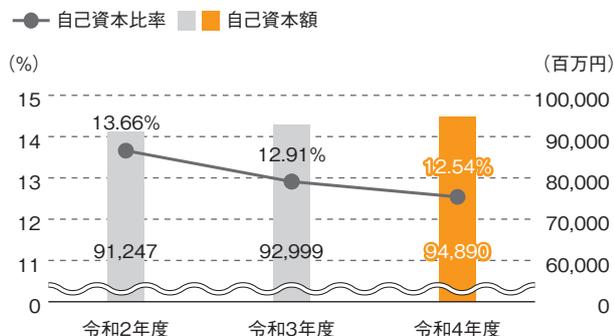
22億65百万円



自己資本比率 (単体ベース)

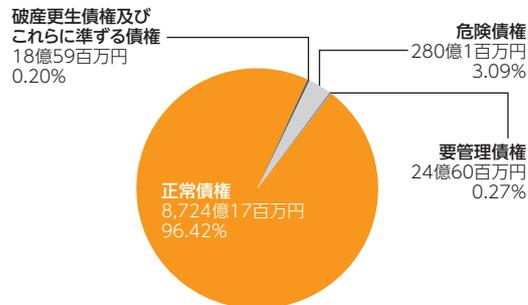
12.54%

【自己資本比率と自己資本額の推移】



不良債権比率

3.57%



※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

経営改善及び地域活性化への取り組み

当金庫は、地域経済の活性化に向けこれまでの「金融サービス」から、更に一步踏み込んだ「本業支援・課題解決・相談業務」の充実に努めていきます。

(1) お客様による経営課題の認識と主体的な取り組みの促進

- ① 相談プラザを活用した公的外部機関との連携による相談受付
・経営相談・支援に関するお客様との面談による相談受付

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 令和3年度 | 483件 | 令和4年度 | 494件 |
|-------|------|-------|------|
- ② 外部専門家の活用 ※選択ベンチマーク
・外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数

| | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 令和3年度 | 31社 | 令和4年度 | 21社 |
|-------|-----|-------|-----|
- ③ 販路開拓支援を行った先数 ※選択ベンチマーク

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 令和3年度 | 1,324社 | 令和4年度 | 2,116社 |
|-------|--------|-------|--------|
- ④ 取引先の本業支援に関連する中小企業支援施策の活用を支援した先数 ※選択ベンチマーク

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 令和3年度 | 295社 | 令和4年度 | 371社 |
|-------|------|-------|------|

(2) お客様のライフステージごとの課題を解決する提案

- ① ライフステージ別の与信先数及び融資額 ※共通ベンチマーク

| ライフステージ別の与信先数 | 3,466社 | 182社 | 372社 | 2,373社 | 302社 | 237社 |
|---------------------------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 全与信先 | 創業期 | 成長期 | 安定期 | 低迷期 | 再生期 |
| ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高 | 4,474億円 | 156億円 | 504億円 | 3,116億円 | 333億円 | 365億円 |

注記
 創業期：創立5年以内
 成長期：直近2期の平均売上高が過去の5期の120%超
 安定期：直近2期の平均売上高が過去の5期の80%～120%
 低迷期：直近2期の平均売上高が過去の5期の80%未満
 再生期：貸出条件の変更を行っている先、延滞先

- ② 取引先企業の経営改善や成長戦略の強化
 - ・メインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加がみられた先数、及び同先に対する融資額 ※共通ベンチマーク

| | | |
|--------------|---------|---------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 |
| メイン先数 | 2,354社 | 2,358社 |
| メイン先の融資額 | 2,876億円 | 2,979億円 |
| 経営指標等が改善した先数 | 1,392社 | 1,465社 |
 - ・メイン取引（融資残高1位）先数及び全取引先数に占める割合 ※選択ベンチマーク

| | |
|-------|----------------|
| 令和3年度 | 2,354社 / 68.4% |
| 令和4年度 | 2,358社 / 68.0% |

- ③ 創業・新規事業開拓の支援
 - ・創業支援融資（制度融資を含む）の推進

| | |
|-------|------------------|
| 令和3年度 | 140件 / 実行額668百万円 |
| 令和4年度 | 130件 / 実行額468百万円 |
 - ・総合的創業・開業支援の実行支援件数

| | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 令和3年度 | 34件 | 令和4年度 | 31件 |
|-------|-----|-------|-----|
 - ・当金庫が関与した創業、第二創業の件数 ※共通ベンチマーク

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 令和3年度 | 179社 | 令和4年度 | 193社 |
|-------|------|-------|------|

- ・創業支援先数（支援内容別） ※選択ベンチマーク

| | | |
|--------------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 総合的開業支援先数 | 34社 | 31社 |
| 創業スクール参加者 | 28社 | 36社 |
| 開業パワーアップ等融資先 | 108社 | 113社 |
| 各市創業融資制度 | 3社 | 1社 |
| プロパー融資先 | 6社 | 12社 |

- ④ 成長段階における支援
 - ・有意義なビジネス機会の提供（ビジネスマッチング年間件数）

| | | | |
|-------|--------|-------|--------|
| 令和3年度 | 1,324件 | 令和4年度 | 2,116件 |
|-------|--------|-------|--------|
 - ・行政等の企業立地・研究開発・販路開拓等にかかる公的補助金申請支援

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 令和3年度 | 187件 | 令和4年度 | 360件 |
|-------|------|-------|------|
 - ・経営革新計画・経営力向上計画・事業継続力強化計画等の承認件数

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 令和3年度 | 182件 | 令和4年度 | 172件 |
|-------|------|-------|------|
 - ・海外進出に向けて情報の提供や助言の実施件数

| | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 令和3年度 | 40件 | 令和4年度 | 27件 |
|-------|-----|-------|-----|

⑤ 経営改善・事業再生・事業承継の支援

・経営改善支援取組み対象先数とそのランクアップ先数

| | |
|-------|------------|
| 令和3年度 | 24先 / 365先 |
| 令和4年度 | 18先 / 369先 |

・事業性評価に基づく融資等への取組み

| | |
|-------|-------------------|
| 令和3年度 | 20件 / 1,683百万円の実行 |
| 令和4年度 | 49件 / 949百万円の実行 |

・外部支援機関の活用

| | | | |
|-------|----|-------|-----|
| 令和3年度 | 7件 | 令和4年度 | 20件 |
|-------|----|-------|-----|

・M&Aに関する支援（相談件数）

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 令和3年度 | 481件 | 令和4年度 | 615件 |
|-------|------|-------|------|

・事業承継支援先数

※選択ベンチマーク

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 令和3年度 | 169社 | 令和4年度 | 132社 |
|-------|------|-------|------|

・経営改善計画書の作成支援先数

| | |
|-------|------------------|
| 令和3年度 | 148件 / 作成率 40.5% |
| 令和4年度 | 133件 / 作成率 36.0% |

・中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況

※共通ベンチマーク

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|-------|
| 条件変更総数 | 234社 | 227社 |
| 好調先 | 2社 | 2社 |
| 順調先 | 66社 | 74社 |
| 不調先 | 166社 | 151社 |

・経営支援型保証制度の活用

| | |
|-------|----------------------|
| 令和3年度 | 288件 / 実行金額 4,079百万円 |
| 令和4年度 | 298件 / 実行金額 3,246百万円 |

・事業承継計画作成支援

| | | | |
|-------|------|-------|------|
| 令和3年度 | 107件 | 令和4年度 | 106件 |
|-------|------|-------|------|

(3) 経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適正な対応に努めています。

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|--------|
| 新規に無保証で融資した件数 | 1,322件 | 1,392件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 14.2% | 15.0% |
| 保証契約を解除した件数 | 160件 | 108件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り) | 0件 | 0件 |

・担保・保証依存の融資態勢からの転換

※共通ベンチマーク

事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額と全与信先及び融資額に占める割合

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|------------------------------|--------|---------|--------|---------|
| | 与信先数 | 融資残高 | 与信先数 | 融資残高 |
| 事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高 | 2,354社 | 2,876億円 | 2,358社 | 2,979億円 |
| 上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合 | 68.4% | 67.6% | 68.0% | 66.6% |

・事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

※選択ベンチマーク

地元の中小企業融資における無担保融資先（先数単体ベース）、及び無担保融資額の割合

| | 地元中小 融資先数① | 地元中小向け 融資残高② | 無担保 融資先数③ | 無担保 融資残高④ | ③/① | ④/② |
|-------|---------------|-----------------|--------------|--------------|-------|-------|
| 令和3年度 | 3,440社 | 4,249億円 | 1,457社 | 1,107億円 | 42.4% | 26.1% |
| 令和4年度 | 3,466社 | 4,476億円 | 1,426社 | 1,144億円 | 41.1% | 25.6% |

コンプライアンス態勢について

コンプライアンス（法令等遵守）とは、法令やルール等を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を全うすることをいいます。

当金庫は、社会的・公共的な役割を担う地域金融機関として、地域のお客様の信頼を得るためには、役職員全員が高い倫理観を持って業務を遂行することが責務であるとの考えから、コンプライアンス態勢の充実・強化を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、コンプライアンスの実践に係る基本方針として「しずおか焼津信用金庫コンプライアンス基本方針」並びに「企業倫理憲章」を制定しています。

また、これらを明記した「コンプライアンス・マニュアル」や「倫理カード」を役職員全員に配付すると共に、研修等を通じてコンプライアンス意識の醸成を図っています。

コンプライアンス基本方針

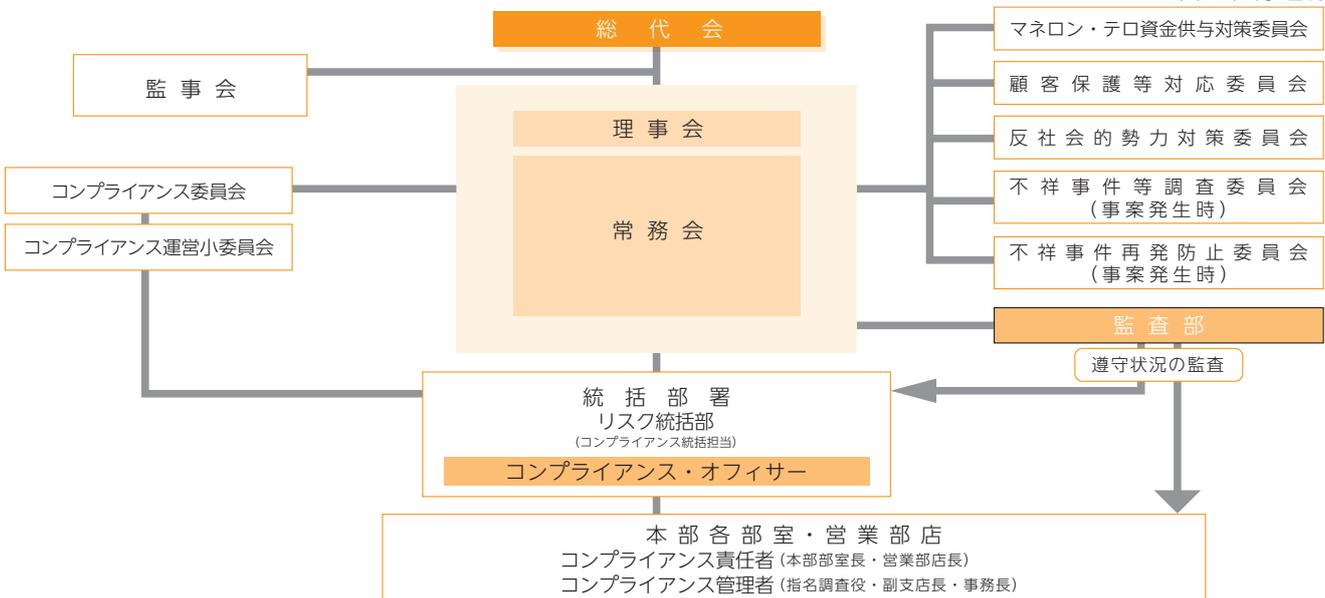
- 1 当金庫は、社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
- 2 当金庫は、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。
- 3 当金庫は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- 4 当金庫は、経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図ります。
- 5 当金庫は、すべての人々の人権を尊重します。
- 6 当金庫は、職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。
- 7 当金庫は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
- 8 当金庫は、信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。
- 9 当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

コンプライアンスに関する取組み

当金庫は、「コンプライアンス基本方針」及び「法令等遵守規定」に沿って、毎年度コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス態勢の充実・強化に取り組んでいます。

コンプライアンス推進組織図

令和5年7月1日現在



金融ADRへの取組み

当金庫は、金融ADR制度において求められる苦情処理措置・紛争解決措置を適切に実施し、金融商品等に関する苦情・紛争等を簡易・迅速に解決することにより、お客様の信頼向上に努めます。

苦情等処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号はP5参照）またはリスク統括部（フリーダイヤル：0120-001-772）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記リスク統括部、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または一般社団法人静岡県信用金庫協会（9時～17時、電話：054-255-5530）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、静岡県弁護士会（電話：054-252-0008）の仲裁センター等にお取次ぎ致します。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組み

犯罪・テロ等につながる資金を断つことは、わが国および国際社会にとって喫緊の課題であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっています。当金庫においても、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の高度化に努めており、『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針』を制定しております。

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の態勢整備・強化のため、専門の委員会を設置し、当金庫が犯罪資金の経路として利用されないよう事務手続きの見直しや対策に取り組んでおります。

今後、ご預金の契約時、入金時や送金時などにお取引の理由や原資などについて、お客様に対してお尋ねしたり、契約時やお取引時などに各種確認書類のご提示などをお願いすることもございますが、取組みの重要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

《「お客さま情報」の定期的な確認についてのご協力のお願い》

当金庫では、関係省庁と連携して「犯罪収益移転防止法」や「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、これらの犯罪行為の防止に努め、健全な金融システムの維持に取り組んでおります。

このような取組みを進めていく上で、当金庫の口座を利用されるお客さまの現況やご利用目的を正確に把握するとともに、定期的にご変更がないかどうかを確認させていただき取組みを行っております。

このため、「お客さま情報の確認に関するお願い」を順次郵送しておりますので、お手数ではございますが、「お客さま情報の確認に関するお願い」を受取られましたら、以下によるご回答に、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

ご回答方法（個人のお客さま）

以下の(1)・(2)のいずれかの方法にてご回答ください。

(1) スマートフォン等によるWeb回答

お客さまのお手元に届いたハガキ「お客さま情報の確認に関するお願い」に印刷されているQRコードを、スマートフォン等のQRコードリーダーで読み取り、直接回答フォームにアクセスして、ご回答ください。なお、ご案内文記載の「ご提出期限」までにご回答ください。

(2) 個人のお客さまで「お取引目的等確認シート」記入による書面回答

お客さまのお手元に届いたハガキ「お客さま情報の確認に関するお願い」に記載されているお問合せ先に電話にてお申出いただくか、またはお取引店にお申出下さい。お申出を受けた後、書面回答の書類を郵送いたしますのでご記入の上、返信して下さい。

<個人向け「お客さま情報の確認に関するお願い」のイメージ>

| | | | | |
|------------------------|-------------|------------------------------------|--|--|
| <p>神奈川県 料金後納郵便</p> | <p>転送不要</p> | <p>親展 宛名を開封前 にご確認ください。</p> | <p>お客様各位</p> <p>しずおか焼津信用金庫</p> <p>お客さま情報の確認に関するお願い</p> <p>拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>近年、国際社会におけるテロの脅威感が高まり、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が増していることを受け、金融庁は「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。</p> <p>本ガイドライン制定に伴い、当金庫はすでにお取引のあるお客さまに対し、お客さまに関する情報についての定期的な確認を実施しております。つきましては、右の「ご回答方法」をご確認いただき、お手続きいただけますようお願い申し上げます。</p> <p>大変お手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。</p> <p>敬具</p> | <p>WEBでのご回答の方法</p> <p>お持ちのスマートフォン・タブレットで、右下のQRコードを読みとり、ご回答期限までにご回答をお願いします。</p> <p>◆ご回答をお願いする事項は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none">① 生年月日 (ご本人さま確認のためにご入力いただきます)② 個人情報の利用に関するお知らせの同意 (日本国籍以外の方は、在留資格・在留期限を含みます)③ 国籍 (電話番号・メールアドレス)④ ご連絡先 (個人事業主の方は、事業内容を含みます)⑤ 職業 (個人事業主の方は、事業内容を含みます)⑥ お勤め先 (外国為替取引を行う方は、取引内容・相手国・取引通貨を含みます)⑦ お取引の目的⑧ 経済制裁対象国との取引⑨ 重要な地位を占める方や、ご家族の該当確認 <p>※「生年月日」を入力いただくことで、ご本人さま確認(本人認証)を行います。 ※上記記載内容とWEB表示内容が異なる場合があります。</p> <p>ご提出期限 9999年99月99日</p> <p>ご提出はこちらから</p> <p>書面でのお届出をご希望のお客さまは必要書面を請求することができます。ご希望の方は、お問い合わせください。 ご転居等により住所を変更された場合には、当金庫お取引店にお届出いただき、所定の住所変更手続きをお願いします。</p> <p>紙面出力用ユニークキー</p> |
|------------------------|-------------|------------------------------------|--|--|

【還付先】
しずおか焼津信用金庫
XXX-XXXX
問い合わせ先住所XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

問い合わせ先名称XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
TEL XXXXXXXXXXXXXXX
【差出人】
株式会社東海信ビジネス

② ご案内は内側にあります。①②の原にゆっくりとはがしてご覧ください。①

リスク管理態勢について

統合的リスク管理について

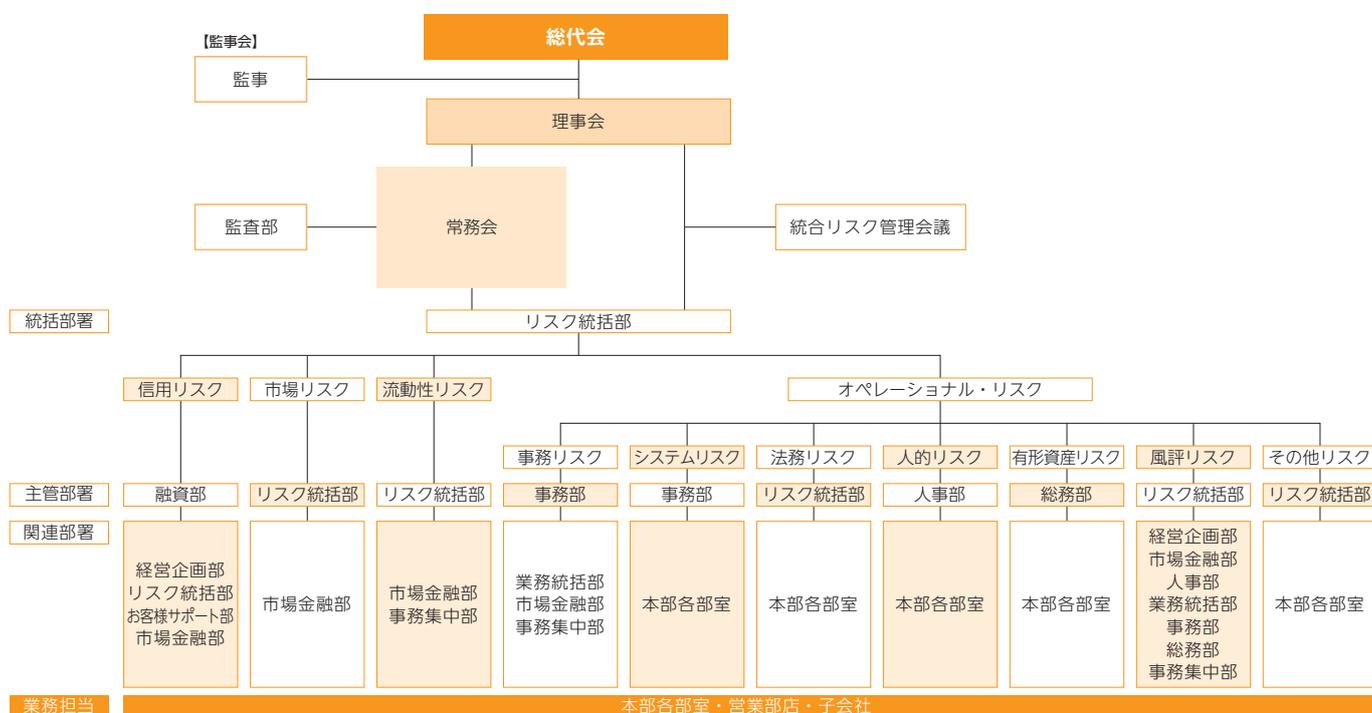
金融機関業務の多様化、複雑化により発生する様々なリスクに対して、リスクを適切に管理コントロールしていくことは経営の最重要課題の一つであると認識しています。当金庫においては、「統合的リスク管理規定」にリスク管理方針や運営体制を定め、リスクを要因別に「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行い、統合的リスク管理態勢の構築に努めています。

具体的には、自己資本額から自己資本比率の4%相当額を最低維持自己資本額として控除した使用可能自己資本額を、リスクカテゴリー毎の「リスク資本」と想定外のリスクに備える「バッファー資本」に配賦しています。当金庫の潜在的リスク量及び顕在化リスク量を合算したリスク量がこのリスク資本内に収まるように、損失限度額・保有限度額・アラームポイント等を設け、モニタリングを実施しています。

また、統計的なリスク計測に加えて、信用リスクの顕在化や蓋然性の高い複数のストレスシナリオを用いたストレステストを実施することにより、配賦資本等のリスク管理態勢の妥当性を検証しています。

リスク管理に関する体系図

令和5年7月1日現在



リスクの種類について

信用リスク

取引先の経営内容の悪化等によって、貸出金などの元本や利息などが回収困難となり、損失を被るリスクをいいます。

市場リスク

金利、為替、株価などの変動によって、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク

金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）をいいます。

オペレーショナル・リスク

金融機関の業務の過程、従業者の活動若しくはシステムが不適切であることまたは外部要因により損失を被るリスクをいいます。具体的には、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクといった幅広いリスクを含んでいます。

信用リスク管理体制

貸出資産の健全性を維持・確保するため、営業推進、融資審査・資産査定等の各部門が分離独立して、厳正な審査・管理を通じて信用リスクの適正な把握と管理をしています。また特定業種や特定取引先への過度な与信集中を回避するため、一元管理の実施と小口多数取引で信用リスクの分散を図っています。さらに「企業格付システム」により、客観的で総合的に判断できる審査体制も整備しています。

市場リスク管理体制

経営体力に見合った許容範囲内に市場リスクをコントロールするため、損失限度額・保有限度額及びアラームポイントを設けています。これにより「統合リスク管理会議」においてリスクの把握と経営判断が的確に行われるように体制を整備しています。

流動性リスク管理体制

不測の事態に備え、資金繰りの逼迫度に応じて3段階の状況に区分し、それぞれの局面に応じた資金繰りを行い、資金調達と運用構造に即した適切で安定的な資金繰り管理を実行しています。

オペレーショナル・リスク管理体制

オペレーショナル・リスクに関する組織、役割等の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規定」を制定し、リスク統括部が金庫全体のオペレーショナル・リスク統括部署として、事務リスクをはじめとした各種オペレーショナル・リスクの管理体制を整備しています。

● 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が適時適切な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、正確で迅速な事務処理を効率的に行うために、機械化と集中化に積極的に取り組むとともに、事務の統一化と事務レベルの向上に努めています。

具体的には、事務部による規定等の整備・営業店事務の指導、監査部による臨店監査の実施を行い、事務リスク発生の危険度の把握と事務ミス発生防止に対して重層的体制で管理・指導できるように取り組んでいます。

● 法務リスク管理

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規定等に違反する行為、並びにその恐れのある行為が発生することで当金庫の信用失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、内部管理態勢の整備、充実・強化に努めています。基本方針として「コンプライアンス基本方針」「企業倫理憲章」を定め、内部規定として「法令等遵守規定」「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定しています。

● システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備、不正使用等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）や管理規定に則して、厳格な運営・管理を行っており、セキュリティ強化とシステムの安全管理に万全を期しています。また、災害時等にシステムが正常に機能しなくなった場合に備え「システム障害業務継続計画書」に基づき訓練も実施しています。

● 風評リスク管理

風評リスクとは、資産の健全性や収益力・自己資本・規模・成長性・利便性など金融機関の評判を形成する内容が劣化することを原因に、□コミ・インターネット・電子メール・憶測記事等により瞬く間に情報が拡散し、金融機関への安心度・親密度が損なわれ、金融機関の信用が低下するリスクのことをいいます。

当金庫では風評リスクの顕在化は流動性リスクへと発展することを認識し、平常時より金庫の健全性の維持・確保に努めています。また当金庫の信用不安に関わる情報の発生に対しては、迅速・的確に原因の究明と懸案事案の対処にあたっています。

総代会について

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員をおき、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

総代とその選任方法

■任期と定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、100人以上150人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。

■選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③その総代候補者を会員が信任します（異議があれば申立てることができます）。

■選考基準

【資格要件】 金庫の会員であること。

【適格要件】 ① 地域における信望が厚く、金庫総代として相応しい見識を有している方。

② 人格、見識に優れ、良識をもって正しい判断ができる方。

③ 金庫と安定した取引関係があり、協同組織としての金庫の経営を理解し、金庫の業績発展に協力を得られる方。

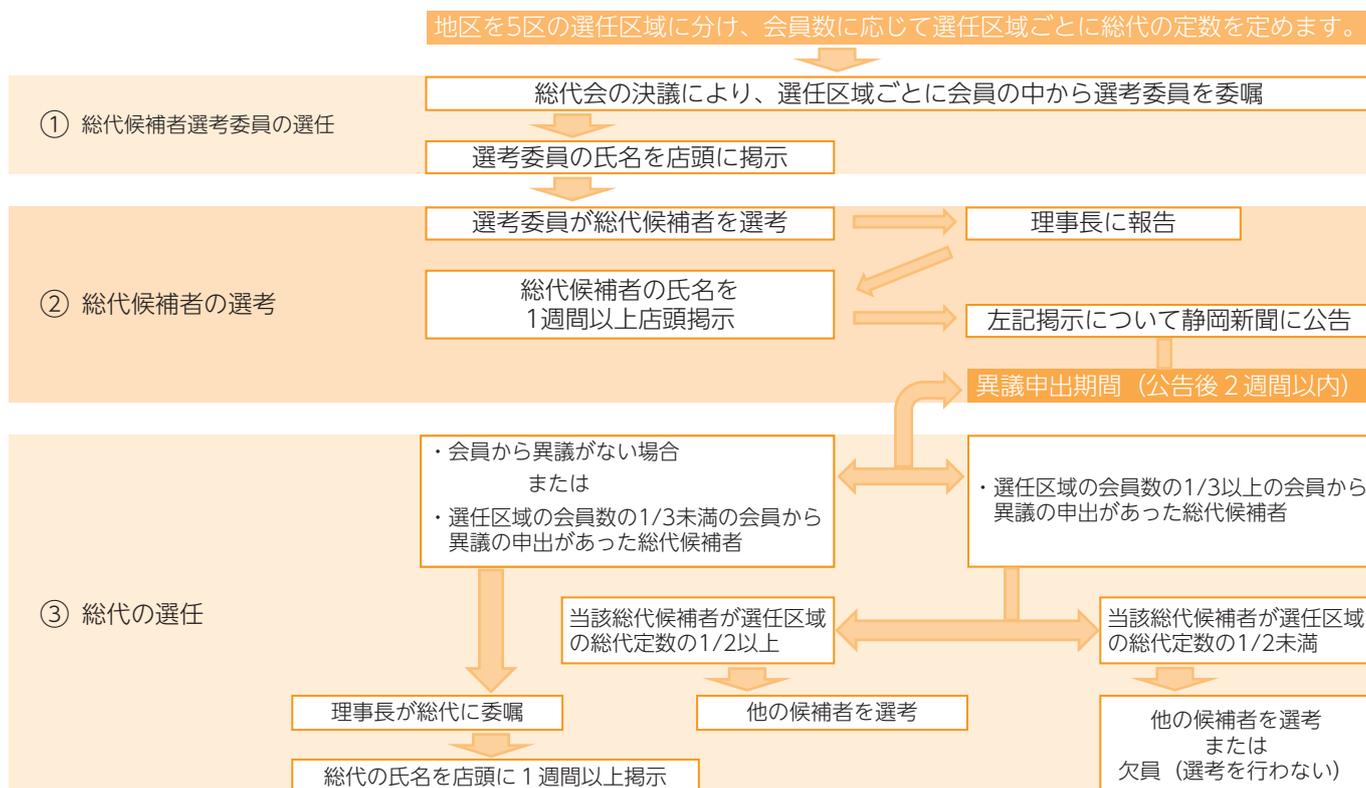
【運用基準】 ① 総代は個人とします。

② 選考時点（改選の年の3月31日現在）で満75歳未満の方。

③ 1店舗1名以上の総代を選出します。

なお、上記基準を満たさない場合には、理事長の承認を得ることとしています。

◇総代が選任されるまでの手続きについて



第93期通常総代会の決議事項

令和5年6月に開催した「第93期通常総代会」において、次の事項が付議され、それぞれ原案通り承認可決されました。

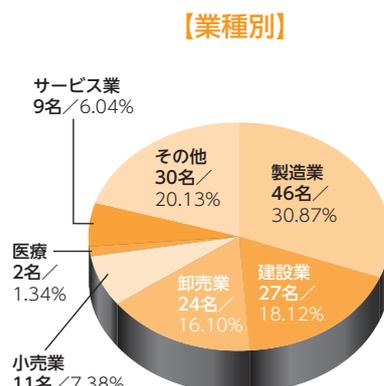
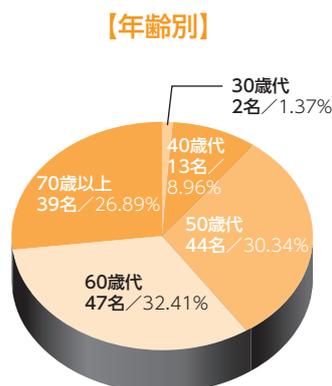
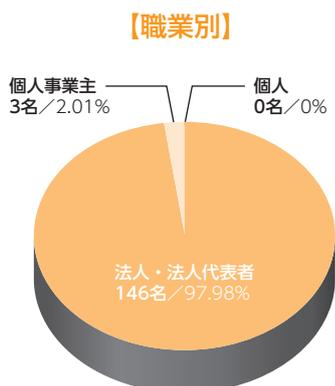
- 報告事項 第93期（自 令和4年4月1日～至 令和5年3月31日）業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 役員選任の件
- 第3号議案 役員退任慰労金贈呈の件
- 第4号議案 会員除名の件

総代の氏名等

| 選任区域 | 定数 | 総代名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----|---------------|---------|--|---------|------------|---------|--------------------------------------|----------|----------|--------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------|---------|----------|----------|----------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 第1区 静岡市葵区 | 40名 | 市川 聡康 ④ | 稲葉 卓二 ⑤ | 井上 資士 ⑤ | 岩崎 正樹 ⑤ | 岡部 幸倫 ② | 興津 浩隆 ⑤ | 小澤 吉徳 ③ | 片山 恵良子 ⑦ | 金刺 光芳 ③ | 医療法人社団 恒仁会 ② | 五光建設株式会社 ② | 小嶋 康則 ⑥ | 小林 敏宏 ② | 近藤 洋一 ⑧ | 佐藤 眞己 ⑤ | 佐野 鋭明 ② | 白鳥 正人 ③ | 学校法人 新静岡学園 ⑤ | 杉山 貴章 ⑤ | 鈴木 昇 ⑤ | 鈴木 洋一郎 ⑦ | 瀧 博史 ③ | 永野 宗助 ⑨ | 長橋 敬一郎 ② | 中村 貞夫 ⑥ | 西村 賢 ② | 西本 幸一 ② | 深田 浩介 ② | 藤本 亮吉 ④ | 保坂 一良 ③ | 前田 裕充 ⑦ | 増田 洋健 ① | 松岡 慶子 ③ | 望月 克政 ⑥ | 森 勝久 ⑤ | 山田 進 ⑤ | 山名 昭義 ④ | 吉本 孝志 ⑥ | 和田 治夫 ⑥ | 和田 裕巳 ② |
| | | 第2区 静岡市駿河区 | 30名 | 青島 宏明 ② | 石川 均 ③ | 市川 真太郎 ② | 一色 康有 ② | 伊波 武秀 ① | 上野 拓 ③ | 内田 健 ③ | 佐々木 太一 ⑤ | 佐塚 重仁 ② | 實石 幸男 ⑨ | 柴山 馨 ⑦ | 新海 亘瓜 ③ | 高野 将史 ② | 高橋 正幸 ③ | 田中 真人 ③ | 株式会社タミヤ ② | 土屋 正和 ② | 内藤 聡 ② | 名波 久司郎 ③ | 福興 洋次郎 ② | 増田 真司 ⑤ | 松尾 卓明 ③ | 松林 崇 ③ | 村松 克己 ⑦ | 望月 清史 ⑦ | 山田 千里 ② | 由利 和士 ② | 渡邊 将行 ① | 綿貫 伯夫 ⑩ | | | | | | | | | |
| | | | | 第3区 静岡市清水区・富士市・ 富士宮市・沼津市 (旧田方郡戸田村を除く) 三島市・裾野市・ 駿東郡(清水町・長泉町) | 23名 | 池田 勝弘 ⑤ | 伊藤 秀彦 ② | 稲葉 隆之 ③ | 海野 幸男 ② | 大澤 広晃 ③ | 櫻田 昌也 ⑦ | 佐野 純子 ④ | 佐野 徳人 ② | 柴原 毅 ② | 下山 龍康 ③ | 杉山 茂之 ⑤ | 田中 勇毅 ① | 丹澤 光一 ④ | 寺田 達矢 ③ | 佛井 理恵 ② | 宮城 勇 ⑦ | 宮原 久勝 ⑥ | 村上 隆則 ① | 望月 紀寿 ② | 望月 重伸 ② | 森 正州 ⑤ | 柳田 一男 ③ | 山田 恵 ② | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 第4区 焼津市 | 30名 | 青島 直久 ⑩ | 池ヶ谷 聡 ⑥ | 小澤 代輔 ④ | 河合 博 ④ | 倉嶋 雅義 ① | 小原 照光 ⑦ | 榊原 昇次 ⑤ | 杉井 裕郎 ④ | 田村 隆男 ⑦ | 寺岡 弘泰 ⑦ | 寺岡 洋司 ⑤ | 長房 敏郎 ⑧ | 西川 兼一 ② | 橋ヶ谷 長生 ⑧ | 橋本 真典 ① | 長谷 高男 ⑥ | 巻田 達央 ⑤ | 増田 一郎 ⑩ | 増田 康一 ⑥ | 松下 真也 ④ | 松永 勝裕 ⑩ | 松村 友吉 ⑦ | 見崎 成 ⑨ | 見崎 敏明 ⑥ | 村松 善八 ⑥ | 村松 康範 ③ | 望月 きよみ ③ | 望月 洋平 ③ | 山田 耕治 ② | 吉田 雄一 ④ | | | | |
| | | | | | | | | 第5区 藤枝市・島田市・ 御前崎市・牧之原市・ 榛原郡 | 27名 | 朝比奈 謙太 ① | 石田 佳数 ⑦ | 江崎 晴城 ⑤ | 大塚 高弘 ③ | 岡本 廣一 ⑦ | 神戸 真吾 ⑥ | 岸端 秀樹 ⑦ | 北澤 英宏 ② | 小林 武治 ① | 酒井 昌浩 ⑥ | 佐藤 輝男 ⑥ | 鈴木 修平 ④ | 鈴木 雅雄 ⑦ | 仲田 晃弘 ⑨ | 仲田 廣志 ⑥ | 橋本 謹嗣 ⑦ | 長谷川 豪 ① | 畑 義治 ⑥ | 服部 敏之 ⑤ | 松浦 正秋 ⑦ | 松尾 剛 ⑤ | 望月 元一 ③ | 山田 壽久 ⑧ | 山本 剛正 ⑦ | 山本 正美 ⑤ | 渡邊 哲朗 ② | 薬科 昌夫 ⑦ | | | | | |

*氏名の後の数字は総代就任回数を示しています。

総代の属性別構成比



財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 令和3年度 令和4年3月31日現在 | 令和4年度 令和5年3月31日現在 |
|-------------|----------------------|----------------------|
| 現金 | 14,131 | 12,687 |
| 預け金 | 488,676 | 447,333 |
| コールローン | 428 | 200 |
| 買入金銭債権 | 13,571 | 13,437 |
| 金銭の信託 | 495 | 99 |
| 有価証券 | 527,321 | 478,909 |
| 国債 | 113,134 | 111,372 |
| 地方債 | 84,006 | 64,154 |
| 社債 | 266,364 | 253,920 |
| 株式 | 3,639 | 1,875 |
| その他の証券 | 60,175 | 47,586 |
| 貸出金 | 853,028 | 897,763 |
| 割引手形 | 2,465 | 2,951 |
| 手形貸付 | 39,516 | 42,447 |
| 証書貸付 | 746,062 | 780,754 |
| 当座貸越 | 64,983 | 71,609 |
| 外国為替 | 176 | 133 |
| 外国他店預け | 176 | 133 |
| その他資産 | 9,082 | 9,154 |
| 未決済為替貸 | 399 | 429 |
| 信金中金出資金 | 6,211 | 6,211 |
| 未収収益 | 1,956 | 1,844 |
| 金融派生商品 | 3 | 0 |
| その他の資産 | 511 | 668 |
| 有形固定資産 | 21,054 | 21,479 |
| 建物 | 5,980 | 6,668 |
| 土地 | 12,840 | 12,843 |
| リース資産 | 360 | 346 |
| 建設仮勘定 | 689 | 334 |
| その他の有形固定資産 | 1,183 | 1,286 |
| 無形固定資産 | 216 | 181 |
| ソフトウェア | 141 | 107 |
| リース資産 | 3 | 1 |
| その他の無形固定資産 | 71 | 71 |
| 前払年金費用 | 116 | — |
| 繰延税金資産 | 3,658 | 7,220 |
| 債務保証見返 | 7,345 | 6,683 |
| 貸倒引当金 | △9,253 | △8,898 |
| (うち個別貸倒引当金) | (△8,211) | (△8,118) |
| 資産の部合計 | 1,930,048 | 1,886,385 |

| 科目 | 令和3年度 令和4年3月31日現在 | 令和4年度 令和5年3月31日現在 |
|--------------|----------------------|----------------------|
| 預金積金 | 1,736,635 | 1,792,033 |
| 当座預金 | 57,486 | 60,804 |
| 普通預金 | 638,134 | 671,319 |
| 貯蓄預金 | 18,295 | 17,893 |
| 通知預金 | 1,353 | 4,911 |
| 定期預金 | 952,435 | 975,038 |
| 定期積金 | 46,181 | 41,274 |
| その他の預金 | 22,749 | 20,791 |
| 借入金 | 90,399 | 342 |
| 借入金 | 90,399 | 342 |
| その他負債 | 2,212 | 2,345 |
| 未決済為替借 | 464 | 509 |
| 未払費用 | 482 | 398 |
| 給付補填備金 | 10 | 6 |
| 未払法人税等 | 237 | 415 |
| 前受収益 | 252 | 273 |
| 払戻未済金 | 2 | 5 |
| 払戻未済持分 | 2 | 2 |
| 金融派生商品 | 7 | 3 |
| リース債務 | 338 | 307 |
| 資産除去債務 | 49 | 40 |
| その他の負債 | 362 | 384 |
| 賞与引当金 | 367 | 348 |
| 役員賞与引当金 | 36 | 35 |
| 退職給付引当金 | 834 | 271 |
| 役員退任慰労引当金 | 327 | 343 |
| 睡眠預金引当金 | 40 | 37 |
| 偶発損失引当金 | 390 | 366 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 1,429 | 1,403 |
| 債務保証 | 7,345 | 6,683 |
| 負債の部合計 | 1,840,018 | 1,804,210 |
| 出資金 | 3,252 | 3,248 |
| 普通出資金 | 3,252 | 3,248 |
| 利益剰余金 | 88,575 | 90,844 |
| 利益準備金 | 3,249 | 3,252 |
| その他利益剰余金 | 85,325 | 87,592 |
| 特別積立金 | 80,723 | 82,723 |
| 当期末処分剰余金 | 4,602 | 4,869 |
| (うち当期純利益) | (2,379) | (2,265) |
| 会員勘定合計 | 91,827 | 94,093 |
| その他有価証券評価差額金 | △5,217 | △15,269 |
| 土地再評価差額金 | 3,420 | 3,351 |
| 評価・換算差額等合計 | △1,797 | △11,918 |
| 純資産の部合計 | 90,029 | 82,174 |
| 負債及び純資産の部合計 | 1,930,048 | 1,886,385 |

損益計算書

| 科 目 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで | 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 経常収益 | 17,770,805 | 17,697,876 | | |
| 資金運用収益 | 14,758,051 | 14,180,169 | | |
| 貸出金利息 | 10,573,774 | 10,579,793 | | |
| 預け金利息 | 649,785 | 652,260 | | |
| コールローン利息 | 607 | 2,024 | | |
| 有価証券利息配当金 | 3,315,965 | 2,729,360 | | |
| その他の受入利息 | 217,918 | 216,731 | | |
| 役務取引等収益 | 2,090,328 | 2,171,931 | | |
| 受入為替手数料 | 969,581 | 898,100 | | |
| その他の役務収益 | 1,120,747 | 1,273,830 | | |
| その他業務収益 | 205,646 | 228,681 | | |
| 外国為替売買益 | 16,677 | 16,399 | | |
| 国債等債券売却益 | 18,731 | 57,535 | | |
| その他の業務収益 | 170,238 | 154,746 | | |
| その他経常収益 | 716,778 | 1,117,094 | | |
| 貸倒引当金戻入益 | 304,573 | 214,873 | | |
| 株式等売却益 | 302,618 | 872,204 | | |
| その他の経常収益 | 109,587 | 30,017 | | |
| 経常費用 | 14,512,059 | 14,453,038 | | |
| 資金調達費用 | 447,927 | 399,305 | | |
| 預金利息 | 440,694 | 394,133 | | |
| 給付補填備金繰入額 | 6,614 | 4,452 | | |
| 借入金利息 | 617 | 538 | | |
| コールマネー利息 | — | 180 | | |
| 役務取引等費用 | 1,507,161 | 1,482,460 | | |
| 支払為替手数料 | 279,758 | 236,053 | | |
| その他の役務費用 | 1,227,403 | 1,246,407 | | |
| その他業務費用 | 605,165 | 909,621 | | |
| 国債等債券売却損 | 129,848 | 27,211 | | |
| 国債等債券償還損 | 472,384 | 880,100 | | |
| その他の業務費用 | 2,933 | 2,310 | | |
| 経費 | 11,753,161 | 11,527,041 | | |
| 人件費 | 7,040,172 | 7,013,345 | | |
| 物件費 | 4,309,354 | 4,055,196 | | |
| 税金 | 403,634 | 458,499 | | |

(単位：千円)

| 科 目 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|--------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで | 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| その他経常費用 | 198,643 | 134,610 | | |
| 株式等売却損 | 46,871 | 35,314 | | |
| 金銭の信託運用損 | 4,638 | 36 | | |
| その他の経常費用 | 147,132 | 99,259 | | |
| 経常利益 | 3,258,745 | 3,244,837 | | |
| 特別損失 | 193,809 | 209,188 | | |
| 固定資産処分損 | 46,218 | 105,358 | | |
| 減損損失 | 147,590 | 103,829 | | |
| 税引前当期純利益 | 3,064,936 | 3,035,649 | | |
| 法人税、住民税及び事業税 | 467,664 | 583,105 | | |
| 法人税等調整額 | 217,738 | 186,804 | | |
| 法人税等合計 | 685,403 | 769,910 | | |
| 当期純利益 | 2,379,532 | 2,265,738 | | |
| 繰越金(当期首残高) | 2,296,673 | 2,534,777 | | |
| 土地再評価差額金取崩額 | △73,554 | 68,780 | | |
| 当期末処分剰余金 | 4,602,652 | 4,869,296 | | |

剰余金処分計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで | 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで | 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで |
| 当期末処分剰余金 | 4,602,652 | 4,869,296 | | |
| 剰余金処分額 | 2,067,874 | 2,064,973 | | |
| 利益準備金 | 2,833 | — | | |
| 普通出資に対する配当金 | (年2%) 65,041 | (年2%) 64,973 | | |
| 特別積立金 | 2,000,000 | 2,000,000 | | |
| 繰越金(当期末残高) | 2,534,777 | 2,804,323 | | |

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月19日

しずおか焼津信用金庫
理事長 田形和幸

令和4年度単体貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭的信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。金銭的信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び、同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を含む）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～15年 |
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額について、リース契約上に残存価額の取決めがあるものは当該残存価額とし、それ以外のものは零としております。
- 外債建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額をしております。
- 貸倒引当金は、予め定められた償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等の法廷に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先、及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができている債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和の実施前日決定利率等より割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 貸与引当金は、職員への貸与の支払に備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員貸与引当金は、役員への貸与の支払に備えるため、役員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によるものであります。なお、数値計算上の差異及び過去勤務費用の損益処理方法は次のとおりであります。

| | |
|----------|---|
| 数値計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主に12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生期の翌事業年度から損益処理 |
| 過去勤務費用 | その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 |

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の連結状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

| | |
|----------------------------------|--------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △66,857百万円 |
| ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和4年3月31日現在） | |
| | 0.4816% |

- 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定額償却であり、当金庫は、当事業年度の計上額上、当該債権に充てられる特別積立金89百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記①の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担支払見込額を計上しております。
- 外債建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外債建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業務種別委員会実務指針第25号）に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、外債建金融資産債務等の為替変動リスクを軽減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外債建金融資産債務等に見合うヘッジ手段の外債ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の国内為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄ごとに、益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
- 会計上の見積りによる当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは次の通りです。

| | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 8,898百万円 |
|-------|----------|

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として10.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 子会社等の株式又は出資金の総額
 504百万円 |
- 子会社等に対する金銭債権総額
 5,744百万円 |
- 子会社等に対する金銭債務総額
 3,329百万円 |
- 有形固定資産の減価償却累計額
 12,651百万円 |
- 有形固定資産の圧縮記帳額
 1,237百万円 |

- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

| | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,859百万円 |
| 危険債権額 | 28,001百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 398百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 2,062百万円 |
| 合計額 | 32,321百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返還猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ローン・パーティシパシオンで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシパシオンの会計処理及び表示」（平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、17,695百万円であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引当り、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,951百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|-------------|-----------|
| 有価証券 | 1,600百万円 |
| 預け金 | 570百万円 |
| 現金 | 70百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 18,163百万円 |
| 借入金 | 342百万円 |

上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金27,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には保証金71百万円及び敷金4百万円が含まれております。

- 土地の再評価は、法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成11年3月31日（旧静岡信用金庫） 平成12年3月31日（旧虎津信用金庫）

| | |
|---|--|
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて算出。路線価の定められない地域については、固定資産税評価額に評価倍率を乗じて算出。 |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の時価評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 3,335百万円 |
| 出資1口当たりの純資産額 | 1,264円75銭 |
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組み方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業用地区のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券等であり、満期保有目的、その他保有目的等で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業部のほか融資部により行われ、また、定期的に統合リスク管理会議や常務会において報告を行っております。有価証券等の発行体の信用リスクに関しては、市場金融において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当金庫は、総合的リスク管理によって金利リスクを市場リスクの枠組みに含め管理しております。統合的リスク管理規定及び市場リスク管理規定等においてリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、統合リスク管理会議において実施状況の把握・確認及び今後の対応等の協議を行い、その結果を理事会へ報告しております。日常的にはリスク統括部において、金融資産及び負債の状況を総合的に把握し、統計的手法等によりモニタリングを行い、月次ペースで統合リスク管理会議に報告しております。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金債権」があります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債のうち預金債権、貸出金、預け金、買入金債権については、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号一等の規定に基づき、自己資本の充実に規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定の場合と仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指値金利の上昇をいい、日本国債の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、60,947百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。有価証券のうち、債券・上場株式、投資信託等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは、分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間3年）により算出しており、令和5年3月31日（当事業年度決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は17,940百万円です。VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクを捉えきれない場合があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、市場調達に依存しない安定的な資金繰りを確保することによって、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

34. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、現金、買入手形、コールローン、買戻先約定、債券貸借取引（支払保証金、外国為替（資産・負債）、売渡手形、コールマネー、売戻先約定、債券貸借取引）受入担保金並びにコマース・ペーパーは、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|-----------|-----------|------|
| (1) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 16,505 | 16,730 | 225 |
| その他の有価証券 | 461,259 | 461,259 | - |
| 金融資産計 | 477,764 | 477,989 | 225 |
| (1) 預金積金 | 1,792,033 | 1,791,601 | △432 |
| (2) 借入金 | 342 | 337 | △5 |
| 金融負債計 | 1,792,375 | 1,791,938 | △437 |

| | 貸借対照表計上額 | 時価に代わる金額 | 差額 |
|-------------|-----------|-----------|--------|
| (1) 預け金（※1） | 447,333 | 447,054 | △279 |
| (2) 貸出金（※1） | 897,763 | - | - |
| 貸倒引当金（※2） | △8,861 | - | - |
| | 888,901 | 885,034 | △3,867 |
| 金融資産計 | 1,336,235 | 1,332,088 | △4,146 |

(※1) 預け金、貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
 (※2) 貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
 (※3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

- 金融資産
- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（国債金利）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。
- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
 ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
 ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 ③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利（国債金利）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金
借入金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値を算定しております。その割引率は、新規に借入れを行った際に想定される利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 子会社株式（※1） | 504 |
| 非上場株式（※1） | 176 |
| 組合出資金（※2） | 463 |
| 合計 | 1,145 |

(※1) 子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
 (※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------------------|---------|---------|----------|---------|
| 預け金 | 229,333 | 176,000 | 16,500 | 25,500 |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 1,110 | 546 | - | 1,487 |
| その他の有価証券のうち満期があるもの | 13,672 | 82,269 | 143,269 | 215,372 |
| 貸出金（※） | 124,214 | 235,007 | 192,467 | 271,201 |
| 合計 | 368,329 | 493,822 | 352,236 | 513,560 |

(※) 貸出金のうち、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
 (注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---------|-----------|---------|----------|-------|
| 預金積金（※） | 1,584,965 | 203,458 | 585 | 3,023 |
| 借入金 | - | - | 342 | - |
| 合計 | 1,584,965 | 203,458 | 927 | 3,023 |

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。
 35. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、38. まで同様であります。売戻目的の有価証券

| 区分 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円） |
|--------------------|------------------------|
| 売戻目的の有価証券 | - |
| 満期保有目的の債券 | |
| | |
| | |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | |
| 国債 | 8,932 |
| 地方債 | 346 |
| 社債 | 1,311 |
| 小計 | 10,590 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | |
| 国債 | 5,914 |
| 地方債 | - |
| 社債 | - |
| 小計 | 5,914 |
| 合計 | 16,505 |

その他有価証券

| | 種類 | 貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差額（百万円） |
|----------------------|---------|---------------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 158 | 126 | 31 |
| | 債券 | 46,295 | 46,063 | 232 |
| | 国債 | 5,736 | 5,704 | 32 |
| | 地方債 | 18,644 | 18,547 | 97 |
| | 社債 | 21,914 | 21,811 | 103 |
| | その他 | 5,211 | 4,089 | 1,121 |
| | 外国証券 | 505 | 500 | 5 |
| | その他 | 4,706 | 3,589 | 1,116 |
| | 小計 | 51,664 | 50,279 | 1,385 |
| | 株式 | 1,035 | 1,130 | △94 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 債券 | 366,646 | 384,415 | △17,768 |
| | 国債 | 90,787 | 96,992 | △6,204 |
| | 地方債 | 45,164 | 47,453 | △2,289 |
| | 社債 | 230,694 | 239,969 | △9,274 |
| | その他 | 41,911 | 46,437 | △4,525 |
| | 外国証券 | 27,250 | 29,497 | △2,247 |
| その他 | 14,661 | 16,939 | △2,278 | |
| 小計 | 409,594 | 431,983 | △22,389 | |
| 合計 | 461,259 | 482,263 | △21,004 | |

36. 当事業年度中に売却したその他有価証券

| | 売却額（百万円） | 売却益の合計額（百万円） | 売却損の合計額（百万円） |
|-----|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 3,668 | 424 | △16 |
| 債券 | 24,847 | 57 | △27 |
| 国債 | 8,274 | 19 | △27 |
| 地方債 | 14,269 | 29 | △0 |
| 社債 | 2,303 | 9 | - |
| その他 | 10,304 | 447 | △18 |
| 合計 | 38,819 | 929 | △62 |

37. 運用目的の金銭の信託

| | 貸借対照表計上額（百万円） | 当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円） |
|------------|---------------|------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 99 | - |

38. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

| | 貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差額（百万円） | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円） | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円） |
|-----------|---------------|-----------|---------|----------------------------|-----------------------------|
| その他の金銭の信託 | 0 | 0 | - | - | 0 |

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

39. 当貸借対照表及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、96,751百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが70,114百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的な予め定めた金庫内手続きに基づく顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産 | 1,639百万円 |
| 貸倒引当金 | 100 |
| 偶発損失引当金 | 66 |
| 減価償却費 | 93 |
| 役員退職慰労引当金 | 120 |
| 退職給付引当金 | 95 |
| 賞与引当金 | 24 |
| 未払費用 | 36 |
| 棚卸資産 | 19 |
| その他の | 5,734 |
| 繰延税金資産小計 | 272 |
| 評価性引当額 | 8,202 |
| 繰延税金資産合計 | △906 |
| 繰延税金負債 | 7,296 |
| 前払年金費用 | 46 |
| その他 | 29 |
| 繰延税金負債合計 | 75 |
| 繰延税金資産の純額 | 7,220百万円 |

41. 当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。
 顧客との契約から生じた債権 35百万円
 42. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計指針を、将来にわたって適用してまいります。この変更による計算書類への影響はありません。

令和4年度単体損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 144,892千円
子会社との取引による費用総額 624,236千円
出資10当たり当期純利益金額 34円85銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、2,168百万円あります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

| 取引等の種類 | 顧客との契約から生じる収益の主な概要 | 主な収益認識基準等 |
|-----------|--|--|
| 内国為替業務 | 送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む） | これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に履行されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。 |
| 外国為替業務 | 輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料 | 貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。 |
| その他の役務取引等 | 手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に関する受入手数料 | |

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除外しております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載していません。

主要な業務の状況を示す指標等・報酬体系について

業務粗利益

(単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------|--------|--------|
| 資金運用収支 (A) | 14,310 | 13,780 |
| 資金運用収益 | 14,758 | 14,180 |
| 資金調達費用 | 447 | 399 |
| 役務取引等収支 (B) | 583 | 689 |
| 役務取引等収益 | 2,090 | 2,171 |
| 役務取引等費用 | 1,507 | 1,482 |
| その他業務収支 (C) | △ 399 | △ 680 |
| その他業務収益 | 205 | 228 |
| その他業務費用 | 605 | 909 |
| 業務粗利益 (A) + (B) + (C) | 14,493 | 13,789 |
| 業務粗利益率 | 0.78% | 0.74% |

(注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用 (令和3年度99千円、令和4年度23千円) を控除して表示しています。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

業務純益

(単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------|-------|-------|
| 業務純益 | 2,826 | 2,346 |
| 実質業務純益 | 2,826 | 2,346 |
| コア業務純益 | 3,410 | 3,196 |
| コア業務純益 (投資信託解約損益除く。) | 2,999 | 3,020 |

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

預貸率

(単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
|-----------|---------------|-----------|--------|
| 貸出金残高 (A) | 853,028 | 897,763 | |
| 預金残高 (B) | 1,736,635 | 1,792,033 | |
| 預貸率 | 期末値 (A) / (B) | 49.11% | 50.09% |
| | 期中平均値 | 48.52% | 49.19% |

(注) 預金には定期積金を含んでいます。

利鞘

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|
| 資金運用利回り | 0.79% | 0.76% |
| 資金調達原価率 | 0.67% | 0.66% |
| 総資金利鞘 | 0.11% | 0.10% |

利益率

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|-------|-------|
| 総資産経常利益率 | 0.17% | 0.17% |
| 総資産当期純利益率 | 0.12% | 0.12% |

$$(注) \text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

預証率

(単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
|------------|---------------|-----------|--------|
| 有価証券残高 (A) | 527,321 | 478,909 | |
| 預金残高 (B) | 1,736,635 | 1,792,033 | |
| 預証率 | 期末値 (A) / (B) | 30.36% | 26.72% |
| | 期中平均値 | 32.24% | 29.41% |

(注) 預金には定期積金を含んでいます。

過去5年間の主要な経営指標の推移

| 項目 | 単位 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|-----|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 百万円 | 11,034 | 16,014 | 17,012 | 17,770 | 17,697 |
| 経常利益 | 百万円 | 1,876 | 1,408 | 2,077 | 3,258 | 3,244 |
| 当期純利益 | 百万円 | 1,321 | 1,459 | 1,360 | 2,379 | 2,265 |
| 出資総額 | 百万円 | 2,160 | 3,179 | 3,249 | 3,252 | 3,248 |
| 出資総口数 | 千口 | 43,200 | 63,599 | 64,992 | 65,049 | 64,973 |
| 純資産額 | 百万円 | 55,068 | 92,502 | 93,357 | 90,029 | 82,174 |
| 総資産額 | 百万円 | 999,628 | 1,681,356 | 1,878,651 | 1,930,048 | 1,886,385 |
| 預金積金残高 | 百万円 | 936,479 | 1,573,039 | 1,690,136 | 1,736,635 | 1,792,033 |
| 貸出金残高 | 百万円 | 464,159 | 718,534 | 818,690 | 853,028 | 897,763 |
| 有価証券残高 | 百万円 | 237,521 | 418,097 | 541,727 | 527,321 | 478,909 |
| 単体自己資本比率 | % | 13.12 | 13.93 | 13.66 | 12.91 | 12.54 |
| 出資に対する配当金 | 千円 | 43,200 | 63,599 | 64,189 | 65,041 | 64,973 |
| 出資1口あたり | 円 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 役員数 | 人 | 13 | 25 | 21 | 18 | 18 |
| うち常勤役員数 | 人 | 8 | 15 | 14 | 12 | 12 |
| 職員数※ | 人 | 569 | 965 | 988 | 992 | 955 |
| 会員数 | 人 | 52,221 | 84,115 | 83,032 | 83,072 | 81,813 |

※職員数には、役員・パートは含んでいません。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|---------------|------------------|---------------|--------------|------------------|---------------|--------------|
| | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 1,853,693 | 14,758 | 0.79% | 1,854,919 | 14,180 | 0.76% |
| うち貸出金 | 822,991 | 10,573 | 1.28% | 861,762 | 10,579 | 1.22% |
| うち預け金 | 463,307 | 649 | 0.14% | 457,784 | 652 | 0.14% |
| うちコールローン | 517 | 0 | 0.11% | 261 | 2 | 0.77% |
| うち有価証券 | 546,811 | 3,315 | 0.60% | 515,256 | 2,729 | 0.52% |
| 資金調達勘定 | 1,784,441 | 447 | 0.02% | 1,786,370 | 399 | 0.02% |
| うち預金積金 | 1,695,979 | 447 | 0.02% | 1,751,639 | 398 | 0.02% |
| うち借入金 | 88,961 | 0 | 0.00% | 34,836 | 0 | 0.00% |
| うちコールマネー | - | - | - | 9 | 0 | 1.92% |

(注) 資金運用勘定は、平均残高から無利息預け金の平均残高(令和3年度3,039百万円、令和4年度3,231百万円)を控除して表示しています。また、資金調達勘定の平均残高から金銭の信託見合額の平均残高(令和3年度499百万円、令和4年度115百万円)、利息から金銭の信託運用見合費用(令和3年度99千円、令和4年度23千円)を控除してそれぞれ表示しています。そのため、これらはうち書きの合計額を下回る場合があります。

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

| 区分 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|-------------|----------------|------------------|------------------|----------------|------------------|------------------|
| | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純増減 |
| 受取利息 | 975,339 | △ 570,696 | 404,642 | 300,005 | △ 607,887 | △ 577,881 |
| うち貸出金 | 884,682 | △ 564,371 | 320,311 | 498,136 | △ 492,117 | 6,019 |
| うち預け金 | 24,392 | 9,707 | 34,100 | △ 7,746 | 10,221 | 2,474 |
| うちコールローン | △ 407 | △ 3,402 | △ 3,809 | △ 300 | 1,717 | 1,416 |
| うち有価証券 | 238,900 | △ 184,439 | 54,461 | △ 191,354 | △ 395,250 | △ 586,605 |
| 支払利息 | 42,643 | △ 176,119 | △ 133,476 | 484 | △ 48,981 | △ 48,497 |
| うち預金積金 | 24,949 | △ 158,133 | △ 133,184 | 14,680 | △ 63,403 | △ 48,723 |
| うちコールマネー | - | - | - | 180 | - | 180 |
| うち借入金 | 1,108 | △ 1,275 | △ 167 | △ 375 | 296 | △ 79 |

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法で算出しています。

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

■ 基本報酬及び賞与

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

■ 退任慰労金

退任慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。なお、当金庫では、全役員に適用される退任慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めています。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払額

(単位：百万円)

| 区分 | 支払総額 |
|------------|------|
| 対象役員に対する報酬 | 298 |

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事2名です。(期中退任者及び期中に理事を退任し監事に就任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」216百万円、「賞与」34百万円、「退任慰労金」47百万円となっています。

「退任慰労金」は、当年度中に支払った退任慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退任慰労金引当金の合計です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項3号、4号及び6号並びに第3条1項3号、4号及び6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれています。

2. 「主要な連結子法人等」とは当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和4年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

4. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金に関する指標

科目別預金残高

(単位：百万円)

| 科目 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|--------|-----------|---------|-----------|---------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 当座預金 | 57,486 | 3.31% | 60,804 | 3.39% |
| 普通預金 | 638,134 | 36.74% | 671,319 | 37.46% |
| 貯蓄預金 | 18,295 | 1.05% | 17,893 | 0.99% |
| 通知預金 | 1,353 | 0.07% | 4,911 | 0.27% |
| 別段預金 | 22,026 | 1.26% | 20,332 | 1.13% |
| 納税準備預金 | 123 | 0.00% | 101 | 0.00% |
| 定期預金 | 952,435 | 54.84% | 975,038 | 54.40% |
| 定期積金 | 46,181 | 2.65% | 41,274 | 2.30% |
| 外貨預金 | 599 | 0.03% | 357 | 0.01% |
| 合計 | 1,736,635 | 100.00% | 1,792,033 | 100.00% |

預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-----------|-----------|
| 流動性預金 | 703,803 | 735,609 |
| うち有利息預金 | 639,082 | 640,183 |
| 定期性預金 | 991,434 | 1,015,610 |
| うち定期預金 | 945,325 | 971,779 |
| うち定期積金 | 46,109 | 43,830 |
| 譲渡性預金 | — | — |
| その他 | 740 | 419 |
| 合計 | 1,695,979 | 1,751,639 |

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金 + 別段預金 + 納税準備預金 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金 3. その他 = 外貨普通預金 + 外貨定期預金

定期預金残高

(単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|---------|---------|
| 定期預金 | 952,435 | 975,038 |
| 固定金利定期預金 | 952,155 | 974,733 |
| 変動金利定期預金 | 275 | 301 |
| その他 | 3 | 3 |

(注) 1. 固定金利定期預金：預入時に満期までの利率が確定する自由金利定期預金 2. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

預金者別預金残高

(単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|------|-----------|---------|-----------|---------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 個人 | 1,269,197 | 73.08% | 1,286,868 | 71.81% |
| 一般法人 | 368,874 | 21.24% | 383,016 | 21.37% |
| 金融機関 | 805 | 0.04% | 4,341 | 0.24% |
| 公金 | 97,757 | 5.62% | 117,806 | 6.57% |
| 合計 | 1,736,635 | 100.00% | 1,792,033 | 100.00% |

貸出金等に関する指標

科目別貸出金残高

■ 期末残高 (単位：百万円)

| 科目 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 手形貸付 | 39,516 | 4.63% | 42,447 | 4.72% |
| 証書貸付 | 746,062 | 87.46% | 780,754 | 86.96% |
| 当座貸越 | 64,983 | 7.61% | 71,609 | 7.97% |
| 割引手形 | 2,465 | 0.28% | 2,951 | 0.32% |
| 合計 | 853,028 | 100.00% | 897,763 | 100.00% |

■ 平均残高 (単位：百万円)

| 科目 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 手形貸付 | 38,932 | 4.73% | 40,059 | 4.64% |
| 証書貸付 | 724,763 | 88.06% | 759,606 | 88.14% |
| 当座貸越 | 56,845 | 6.90% | 59,462 | 6.90% |
| 割引手形 | 2,449 | 0.29% | 2,634 | 0.30% |
| 合計 | 822,991 | 100.00% | 861,762 | 100.00% |

固定・変動金利貸出金残高 (単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|---------|---------|
| | 残高 | 残高 |
| 貸出金 | 853,028 | 897,763 |
| うち変動金利 | 509,460 | 542,205 |
| うち固定金利 | 343,567 | 355,558 |

貸出金使途別内訳 (単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 設備資金 | 392,234 | 45.98% | 404,996 | 45.11% |
| 運転資金 | 460,794 | 54.01% | 492,766 | 54.88% |
| 合計 | 853,028 | 100.00% | 897,763 | 100.00% |

貸出金業種別内訳 (単位：百万円)

| 業種 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 製造業 | 97,754 | 11.46% | 105,065 | 11.70% |
| 農業、林業 | 659 | 0.07% | 863 | 0.09% |
| 漁業 | 1,904 | 0.22% | 1,486 | 0.16% |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 848 | 0.09% | 705 | 0.07% |
| 建設業 | 64,915 | 7.60% | 69,405 | 7.73% |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,175 | 0.13% | 1,402 | 0.15% |
| 情報通信業 | 2,297 | 0.26% | 2,476 | 0.27% |
| 運輸業、郵便業 | 16,814 | 1.97% | 17,820 | 1.98% |
| 卸売業、小売業 | 68,174 | 7.99% | 72,437 | 8.06% |
| 金融業、保険業 | 49,200 | 5.76% | 55,270 | 6.15% |
| 不動産業 | 80,625 | 9.45% | 83,515 | 9.30% |
| 物品賃貸業 | 8,019 | 0.94% | 7,923 | 0.88% |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 6,525 | 0.76% | 7,409 | 0.82% |
| 宿泊業 | 3,305 | 0.38% | 3,395 | 0.37% |
| 飲食業 | 9,929 | 1.16% | 9,446 | 1.05% |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 17,371 | 2.03% | 17,760 | 1.97% |
| 教育、学習支援業 | 4,861 | 0.56% | 4,654 | 0.51% |
| 医療、福祉 | 26,373 | 3.09% | 28,374 | 3.16% |
| その他サービス | 42,098 | 4.93% | 42,942 | 4.78% |
| 国・地方公共団体等 | 75,237 | 8.82% | 85,860 | 9.56% |
| 個人(住宅・消費・納税資金等) | 274,934 | 32.23% | 279,543 | 31.13% |
| 合計 | 853,028 | 100.00% | 897,763 | 100.00% |

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。
2. 国外向けの貸出については、国内向けの貸出と同様に業種別に区分し、計数に含めています。

貸出金・債務保証見返の担保別内訳 (単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | |
|-------------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|
| | 貸出金 | | 債務保証見返 | | 貸出金 | | 債務保証見返 | |
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 当金庫預金積金 | 8,308 | 0.97% | 151 | 2.06% | 8,520 | 0.94% | 244 | 3.65% |
| 有価証券 | 853 | 0.10% | 80 | 1.09% | 742 | 0.08% | 76 | 1.14% |
| 不動産 | 200 | 0.02% | - | - | 164 | 0.01% | - | - |
| 不動産 | 262,945 | 30.82% | 5,236 | 71.29% | 278,174 | 30.98% | 4,851 | 72.58% |
| その他 | 105 | 0.01% | 13 | 0.18% | 123 | 0.01% | 7 | 0.11% |
| 計 | 272,412 | 31.93% | 5,482 | 74.63% | 287,724 | 32.04% | 5,179 | 77.49% |
| 信用保証協会・信用保証 | 204,954 | 24.02% | - | - | 205,598 | 22.90% | - | - |
| 保証 | 132,346 | 15.51% | 0 | 0.00% | 130,791 | 14.56% | - | - |
| 信用 | 243,314 | 28.52% | 1,862 | 25.36% | 273,648 | 30.48% | 1,504 | 22.50% |
| 合計 | 853,028 | 100.00% | 7,345 | 100.00% | 897,763 | 100.00% | 6,683 | 100.00% |

貸出金等に関する指標

会員・会員外別貸出金状況

(単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 |
| 会員 | 699,128 | 81.95% | 729,098 | 81.21% |
| 会員外 | 153,899 | 18.04% | 168,665 | 18.78% |
| 合計 | 853,028 | 100.00% | 897,763 | 100.00% |

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

| 区分 | 期別 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 令和3年度 | 1,242 | 1,041 | — | 1,242 | 1,041 |
| | 令和4年度 | 1,041 | 779 | — | 1,041 | 779 |
| 個別貸倒引当金 | 令和3年度 | 8,424 | 8,211 | 109 | 8,314 | 8,211 |
| | 令和4年度 | 8,211 | 8,118 | 139 | 8,071 | 8,118 |
| 合計 | 令和3年度 | 9,667 | 9,253 | 109 | 9,557 | 9,253 |
| | 令和4年度 | 9,253 | 8,898 | 139 | 9,113 | 8,898 |

貸出金償却の額

該当する残高がありません

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

| 区分 | 開示残高 (a) | 保全額 (b) | 担保・保証等による回収見込額 (c) | | 貸倒引当金 (d) | 保全率 (b) / (a) | 引当率 (d) / (a-c) |
|-------------------|----------|---------|--------------------|-----------|-----------|---------------|-----------------|
| | | | 担保・保証等による回収見込額 (c) | 貸倒引当金 (d) | | | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 令和3年度 | 1,520 | 1,520 | 1,088 | 431 | 100.00% | 100.00% |
| | 令和4年度 | 1,859 | 1,859 | 1,309 | 549 | 100.00% | 100.00% |
| 危険債権 | 令和3年度 | 29,321 | 26,793 | 19,074 | 7,719 | 91.37% | 75.33% |
| | 令和4年度 | 28,001 | 25,527 | 17,994 | 7,532 | 91.16% | 75.27% |
| 要管理債権 | 令和3年度 | 2,380 | 913 | 363 | 549 | 38.36% | 27.24% |
| | 令和4年度 | 2,460 | 804 | 436 | 367 | 32.69% | 18.17% |
| 三月以上延滞債権 | 令和3年度 | 276 | 161 | 161 | 0 | 58.39% | 0.17% |
| | 令和4年度 | 398 | 236 | 236 | 0 | 59.29% | 0.00% |
| 貸出条件緩和債権 | 令和3年度 | 2,103 | 751 | 202 | 549 | 35.72% | 28.88% |
| | 令和4年度 | 2,062 | 568 | 200 | 367 | 27.56% | 19.75% |
| 小計 (A) | 令和3年度 | 33,222 | 29,227 | 20,526 | 8,700 | 87.97% | 68.53% |
| | 令和4年度 | 32,321 | 28,190 | 19,741 | 8,449 | 87.22% | 67.16% |
| 正常債権 (B) | 令和3年度 | 827,447 | | | | | |
| | 令和4年度 | 872,417 | | | | | |
| 総と信残高 (A) + (B) | 令和3年度 | 860,669 | | | | | |
| | 令和4年度 | 904,738 | | | | | |

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 要管理債権とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 担保・保証等による回収見込額とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

資金運用と証券業務

有価証券の期末残高

(単位：百万円)

| 種類 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|----------------|----------------|
| 商品有価証券 | — | — |
| 商品国債 | — | — |
| 商品地方債 | — | — |
| 有価証券 | 527,321 | 478,909 |
| 国債 | 113,134 | 111,372 |
| 地方債 | 84,006 | 64,154 |
| 短期社債 | — | — |
| 社債 | 266,364 | 253,920 |
| 株式 | 3,639 | 1,875 |
| 外国証券 | 28,434 | 27,755 |
| その他 | 31,741 | 19,831 |

有価証券の平均残高

(単位：百万円)

| 種類 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|----------------|----------------|
| 商品有価証券 | 0 | 0 |
| 商品国債 | 0 | 0 |
| 商品地方債 | — | — |
| 有価証券 | 546,811 | 515,256 |
| 国債 | 129,377 | 116,116 |
| 地方債 | 86,465 | 81,809 |
| 短期社債 | — | — |
| 社債 | 270,713 | 264,800 |
| 株式 | 2,551 | 1,928 |
| 外国証券 | 24,158 | 29,108 |
| その他 | 33,544 | 21,492 |

有価証券の残存期間別残高

〈令和3年度〉

(単位：百万円)

| 種類 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合計 |
|------|--------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|----------------|---------|
| 国債 | 8,435 | 9,717 | — | — | 496 | 94,484 | — | 113,134 |
| 地方債 | 5,099 | 8,750 | 5,292 | 28,016 | 3,191 | 33,654 | — | 84,006 |
| 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | 8,026 | 14,607 | 18,927 | 72,714 | 64,151 | 87,937 | — | 266,364 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | 3,639 | 3,639 |
| 外国証券 | — | — | 5,001 | 1,097 | 2,541 | 2,781 | 17,012 | 28,434 |
| その他 | — | — | — | — | — | — | 31,741 | 31,741 |
| 合計 | 21,561 | 33,076 | 29,221 | 101,828 | 70,380 | 218,858 | 52,393 | 527,321 |

〈令和4年度〉

(単位：百万円)

| 種類 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 合計 |
|------|--------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|----------------|---------|
| 国債 | 2,407 | 3,328 | — | — | 493 | 105,142 | — | 111,372 |
| 地方債 | 4,492 | 8,073 | 3,113 | 13,940 | 3,879 | 30,655 | — | 64,154 |
| 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | 5,430 | 18,021 | 44,546 | 57,992 | 46,010 | 81,919 | — | 253,920 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | 1,875 | 1,875 |
| 外国証券 | — | — | 5,172 | 1,869 | 1,505 | 2,693 | 16,515 | 27,755 |
| その他 | — | — | — | — | — | — | 19,831 | 19,831 |
| 合計 | 12,330 | 29,423 | 52,831 | 73,802 | 51,887 | 220,410 | 38,221 | 478,909 |

(注) 1 商品有価証券は含んでいません。
2 株式には関連会社の株式を含んでいます。

資金運用と証券業務

有価証券の時価情報

■ 売買目的有価証券

該当する残高がありません

■ 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|----------------------------|-------|----------|-------|--------|----------|--------|------|
| | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの | 国債 | — | — | — | 8,932 | 9,157 | 224 |
| | 地方債 | 2,226 | 2,237 | 10 | 346 | 347 | 1 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 3,820 | 3,864 | 43 | 1,311 | 1,337 | 25 |
| | その他 | — | — | — | — | — | — |
| | 小計 | 6,047 | 6,102 | 54 | 10,590 | 10,841 | 251 |
| 時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの | 国債 | — | — | — | 5,914 | 5,889 | △ 25 |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | — | — | — | — | — | — |
| | その他 | — | — | — | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — | 5,914 | 5,889 | △ 25 |
| 合計 | 6,047 | 6,102 | 54 | 16,505 | 16,730 | 225 | |

(注) 時価は期末日における市場価格等に基づいています。

■ その他有価証券

(単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|------------------------------|---------|----------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの | 株式 | 2,506 | 2,114 | 392 | 158 | 126 | 31 |
| | 債券 | 130,182 | 129,395 | 786 | 46,295 | 46,063 | 232 |
| | 国債 | 18,153 | 18,035 | 118 | 5,736 | 5,704 | 32 |
| | 地方債 | 49,043 | 48,687 | 356 | 18,644 | 18,547 | 97 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 62,985 | 62,673 | 311 | 21,914 | 21,811 | 103 |
| | その他 | 17,004 | 15,618 | 1,386 | 5,211 | 4,089 | 1,121 |
| 小計 | 149,693 | 147,128 | 2,564 | 51,664 | 50,279 | 1,385 | |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの | 株式 | 451 | 494 | △ 42 | 1,035 | 1,130 | △ 94 |
| | 債券 | 327,275 | 334,711 | △ 7,435 | 366,646 | 384,415 | △ 17,768 |
| | 国債 | 94,981 | 97,747 | △ 2,766 | 90,787 | 96,992 | △ 6,204 |
| | 地方債 | 32,736 | 33,557 | △ 821 | 45,164 | 47,453 | △ 2,289 |
| | 短期社債 | — | — | — | — | — | — |
| | 社債 | 199,558 | 203,405 | △ 3,847 | 230,694 | 239,969 | △ 9,274 |
| | その他 | 42,806 | 45,070 | △ 2,263 | 41,911 | 46,437 | △ 4,525 |
| 小計 | 370,533 | 380,275 | △ 9,742 | 409,594 | 431,983 | △ 22,389 | |
| 合計 | 520,227 | 527,404 | △ 7,177 | 461,259 | 482,263 | △ 21,004 | |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれていません。

■ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|----------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 子会社・子法人等株式 | 503 | 504 |
| 非上場株式 | 178 | 176 |
| 組合出資金 | 365 | 463 |
| 合計 | 1,046 | 1,145 |

金銭の信託

運用目的の金銭信託

(単位：百万円)

| 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|----------|-------------------|----------|-------------------|
| 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当事業年度の損益に含まれた評価差額 |
| 495 | — | 99 | — |

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

満期保有目的の金銭信託

該当する残高がありません

その他の金銭信託

(単位：百万円)

| 令和3年度 | | | | | 令和4年度 | | | | |
|----------|------|----|-----------------------|------------------------|----------|------|----|-----------------------|------------------------|
| 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |
| 0 | 0 | 0 | 0 | — | 0 | 0 | 0 | 0 | — |

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

デリバティブ取引

通貨関連取引

(単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | |
|----|--------|-------|-------|----|------|-------|-------|----|------|
| | | 契約額等 | うち1年超 | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
| 店頭 | 通貨スワップ | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | うち米ドル | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | うち英ポンド | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | うちユーロ | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | うちその他 | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 時価の算定は、割引現在価格により算定しています。

2. 先物為替予約・通貨オプション等につきましては、期末日に引き直しを行い、その損益を損益計算書に計上していますので、上記記載から除外しています。引き直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は下記の通りです。先物為替予約についても時価評価を実施し、評価損益を計上しています。

(単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | |
|----|------|-------|-------|----|------|-------|-------|----|------|
| | | 契約額等 | うち1年超 | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
| 店頭 | 為替予約 | 130 | — | △7 | △7 | 80 | — | △2 | △2 |
| | 買建 | 84 | — | 3 | 3 | 51 | — | 0 | 0 |

(注) 上記取引以外は該当ありません。

金利関連取引

該当する取引がありません

株式関連取引

該当する取引がありません

債券関連取引

該当する取引がありません

商品関連取引

該当する取引がありません

クレジットデリバティブ取引

該当する取引がありません

自己資本の充実の状況について

単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

■ 自己資本の調達手段の概要

当金庫の自己資本は地域のお客様による出資金、利益剰余金等により構成されています。なお、自己資本の調達は当金庫が発行主体の普通出資金によりなされており、3,248百万円がコア資本に係る基礎項目の額に算入されています。

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|----------------|----------------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | |
| 普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額 | 91,762 | 94,028 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 3,252 | 3,248 |
| うち、利益剰余金の額 | 88,575 | 90,844 |
| うち、外部流出予定額 (△) | 65 | 64 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 1,041 | 779 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 1,041 | 779 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 436 | 213 |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 93,241 | 95,022 |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額 | 157 | 131 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | 157 | 131 |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | 84 | — |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 241 | 131 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 (イ) - (ロ) | 92,999 | 94,890 |
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 690,873 | 725,999 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 1,998 | 1,904 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △2,850 | △2,850 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 4,849 | 4,754 |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 29,141 | 30,580 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 720,014 | 756,580 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率 (イ) / (ニ) | 12.91 | 12.54 |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁公示第21号) に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積み上げを行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えています。

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|----------------|---------------|----------------|---------------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 | 690,873 | 27,634 | 725,999 | 29,039 |
| ①標準的手法が適用される ポートフォリオごとのエクスポージャー | 674,304 | 26,972 | 709,865 | 28,394 |
| 現金 | — | — | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | — | — | — | — |
| 国際開発銀行向け | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | 1,199 | 47 | 1,107 | 44 |
| 我が国の政府関係機関向け | 6,377 | 255 | 6,040 | 241 |
| 地方三公社向け | 1,145 | 45 | 1,144 | 45 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 89,616 | 3,584 | 99,447 | 3,977 |
| 法人等向け | 218,721 | 8,748 | 244,444 | 9,777 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 162,548 | 6,501 | 171,787 | 6,871 |
| 抵当権付住宅ローン | 22,933 | 917 | 20,660 | 826 |
| 不動産取得等事業向け | 102,384 | 4,095 | 95,586 | 3,823 |
| 三月以上延滞等 | 658 | 26 | 826 | 33 |
| 取立未済手形 | 79 | 3 | 85 | 3 |
| 信用保証協会等による保証付 | 12,347 | 493 | 11,795 | 471 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | — | — | — |
| 出資等 | 8,890 | 355 | 3,462 | 138 |
| 出資等のエクスポージャー | 8,890 | 355 | 3,462 | 138 |
| 重要な出資のエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外 | 47,400 | 1,896 | 53,475 | 2,139 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 7,507 | 300 | 7,507 | 300 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 6,677 | 267 | 6,677 | 267 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | 900 | 36 | 445 | 17 |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー | — | — | — | — |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外のエクスポージャー | 32,314 | 1,292 | 38,844 | 1,553 |
| ②証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| 証券化 | — | — | — | — |
| STC要件適用分 | — | — | — | — |
| 非STC要件適用分 | — | — | — | — |
| 再証券化 | — | — | — | — |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 14,471 | 578 | 14,117 | 564 |
| ルック・スルー方式 | 14,471 | 578 | 14,117 | 564 |
| マンドート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式 (250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式 (400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式 (1,250%) | — | — | — | — |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 4,849 | 193 | 4,754 | 190 |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △2,850 | △114 | △2,850 | △114 |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 78 | 3 | 78 | 3 |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | 20 | 0 | 34 | 1 |
| ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 29,141 | 1,165 | 30,580 | 1,223 |
| ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) | | 28,800 | | 30,263 |

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

自己資本の充実の状況について

3. 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

① 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

| エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | 三月以上延滞 エクスポージャー | |
|--|-------------------|------------------|---|----------------|------------------|----------------|----------|----------|--------------------|--------------|
| | | | 貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引 | | 預け金及び債券 | | デリバティブ取引 | | | |
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 国 内 | 1,882,884 | 1,855,207 | 860,610 | 904,684 | 997,179 | 925,190 | 5 | 2 | 1,089 | 1,287 |
| 国 外 | 11,777 | 11,772 | 67 | 60 | 11,709 | 11,712 | - | - | - | - |
| 地域別合計 | 1,894,661 | 1,866,979 | 860,678 | 904,745 | 1,008,889 | 936,903 | 5 | 2 | 1,089 | 1,287 |
| 製 造 業 | 144,100 | 150,211 | 100,374 | 107,862 | 43,726 | 42,348 | - | - | 412 | 400 |
| 農 業、林 業 | 861 | 1,062 | 861 | 1,062 | - | - | - | - | - | - |
| 漁 業 | 2,021 | 1,597 | 2,021 | 1,597 | - | - | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 851 | 705 | 851 | 705 | - | - | - | - | - | - |
| 建 設 業 | 82,336 | 86,722 | 77,335 | 82,221 | 5,000 | 4,500 | - | - | 29 | 104 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 30,562 | 33,317 | 1,342 | 1,571 | 29,219 | 31,746 | - | - | - | 27 |
| 情 報 通 信 業 | 7,017 | 6,552 | 2,509 | 2,679 | 4,508 | 3,873 | - | - | - | - |
| 運輸業、郵便業 | 100,055 | 96,140 | 17,506 | 18,460 | 82,548 | 77,679 | - | - | - | - |
| 卸売業、小売業 | 80,061 | 84,347 | 72,405 | 76,678 | 7,655 | 7,667 | 0 | 0 | 71 | 133 |
| 金融業、保険業 | 509,326 | 554,499 | 49,591 | 55,645 | 452,516 | 491,877 | 2 | 1 | - | - |
| 不 動 産 業 | 159,931 | 164,136 | 109,825 | 113,609 | 50,106 | 50,527 | - | - | 181 | 189 |
| 物 品 賃 貸 業 | 8,064 | 7,965 | 8,064 | 7,965 | - | - | - | - | - | - |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 9,475 | 10,503 | 8,774 | 9,802 | 701 | 701 | - | - | - | 191 |
| 宿 泊 業 | 3,475 | 3,556 | 3,475 | 3,556 | - | - | - | - | - | 46 |
| 飲 食 業 | 12,100 | 11,638 | 12,100 | 11,638 | - | - | - | - | 55 | 8 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 20,869 | 21,498 | 20,141 | 20,771 | 727 | 727 | - | - | - | 0 |
| 教育、学習支援業 | 5,781 | 5,543 | 5,370 | 5,142 | 410 | 400 | - | - | 29 | - |
| 医 療、福 祉 | 29,765 | 31,733 | 29,765 | 31,733 | - | - | - | - | 26 | 5 |
| その他のサービス | 46,347 | 47,208 | 44,578 | 45,432 | 1,679 | 1,679 | - | - | 5 | 9 |
| 国・地方公共団体等 | 385,701 | 294,938 | 75,278 | 85,900 | 310,423 | 209,038 | - | - | - | - |
| 個 人 | 218,504 | 220,707 | 218,502 | 220,707 | - | - | 1 | 0 | 278 | 171 |
| そ の 他 | 37,449 | 32,392 | 0 | - | 19,665 | 14,135 | - | - | - | - |
| 業 種 別 合 計 | 1,894,661 | 1,866,979 | 860,678 | 904,745 | 1,008,889 | 936,903 | 5 | 2 | 1,089 | 1,287 |
| 1 年 以 下 | 344,154 | 274,158 | 119,374 | 128,490 | 223,239 | 144,109 | 5 | 2 | | |
| 1 年 超 3 年 以 下 | 199,882 | 204,324 | 44,981 | 44,906 | 154,898 | 159,417 | - | - | | |
| 3 年 超 5 年 以 下 | 91,079 | 133,457 | 61,639 | 69,854 | 29,439 | 63,602 | - | - | | |
| 5 年 超 7 年 以 下 | 150,892 | 126,967 | 48,718 | 47,719 | 102,174 | 79,248 | - | - | | |
| 7 年 超 10 年 以 下 | 235,579 | 267,941 | 157,730 | 166,071 | 77,767 | 101,785 | - | - | | |
| 1 0 年 超 | 690,720 | 720,419 | 426,460 | 445,947 | 264,260 | 274,472 | - | - | | |
| 期間の定めのないもの | 182,351 | 139,712 | 1,773 | 1,755 | 157,108 | 114,266 | - | - | | |
| 残存期間別合計 | 1,894,661 | 1,866,979 | 860,678 | 904,745 | 1,008,889 | 936,903 | 5 | 2 | | |

(注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

具体的には現金や固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本開示につきましては、P23「貸倒引当金の内訳」をご覧ください。

③ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | | | 貸出金償却 | |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|-------|
| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | 期末残高 | | | |
| | | | | | 目的使用 | | その他 | | | | | |
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 国内 | 8,424 | 8,211 | 8,211 | 8,118 | 109 | 139 | 8,314 | 8,071 | 8,211 | 8,118 | - | - |
| 国外 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 地域別合計 | 8,424 | 8,211 | 8,211 | 8,118 | 109 | 139 | 8,314 | 8,071 | 8,211 | 8,118 | - | - |
| 製造業 | 2,207 | 2,052 | 2,052 | 2,025 | 77 | 96 | 2,129 | 1,955 | 2,052 | 2,025 | - | - |
| 農業・林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 漁業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 建設業 | 1,016 | 995 | 995 | 1,101 | 9 | - | 1,006 | 995 | 995 | 1,101 | - | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 情報通信業 | - | 0 | 0 | 10 | - | - | - | 0 | 0 | 10 | - | - |
| 運輸業・郵便業 | 0 | 8 | 8 | 5 | - | 3 | 0 | 5 | 8 | 5 | - | - |
| 卸売業・小売業 | 1,486 | 1,514 | 1,514 | 1,492 | 7 | 6 | 1,479 | 1,508 | 1,514 | 1,492 | - | - |
| 金融・保険業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 不動産業 | 1,042 | 994 | 994 | 968 | - | 11 | 1,042 | 982 | 994 | 968 | - | - |
| 各種サービス | 2,503 | 2,476 | 2,476 | 2,422 | 9 | 5 | 2,494 | 2,470 | 2,476 | 2,422 | - | - |
| 国・地方公共団体等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 個人 | 99 | 109 | 109 | 55 | 4 | 6 | 94 | 102 | 109 | 55 | - | - |
| その他 | 67 | 60 | 60 | 36 | 1 | 9 | 66 | 51 | 60 | 36 | - | - |
| 合計 | 8,424 | 8,211 | 8,211 | 8,118 | 109 | 139 | 8,314 | 8,071 | 8,211 | 8,118 | - | - |

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■ リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを経営上の最重要課題の一つであると認識し、「貸出の基本方針と審査基準（クレジットポリシー）」を制定することにより、信用リスク管理体制を構築しています。具体的には、統計的な手法により可能な限り計量化した信用リスクを配賦された自己資本内にコントロールすることを管理方針に定めています。また、信用リスクのコントロールを目的に、業種・規模・自己査定債務者区分・信用格付などの管理区分を利用して、様々な角度からの分析・評価を行っています。信用リスク管理の状況については、定期的に、或いは必要に応じて統合リスク管理会議もしくは常務会で協議検討を行うとともに、理事会等への報告態勢を整備しています。

貸倒引当金につきましては、「資産の自己査定規定」及び「償却・引当に関する規定」「償却・引当に関する手引き」等に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出し計上しています。一般貸倒引当金は、正常先、要注意先、要管理先各々の貸倒実績率を予想損失率とし、各々の債権額に乗じて算出した金額を計上しています。なお、大口の要管理先1先についてはキャッシュ・フロー見積法（DCF法）により予想損失額を算出する方法により計上しています。個別貸倒引当金は、次の方法により算出した金額を計上しています。破綻懸念先は、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）により予想損失額を算出する方法と、貸倒実績率を予想損失率とし、債権額から担保・保証等による保全部分を控除した金額に乗じて算出する方法により計上しています。実質破綻先及び破綻先は、債権額から担保・保証等による保全部分を控除した金額全額を計上しています。

■ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等

次の格付機関が公表する格付を使用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・フィッチレーティングス（Fitch）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）

自己資本の充実の状況について

④ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分 | エクスポージャーの額 | | | |
|------------------|------------|-----------|---------|-----------|
| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
| | 格付適用有り | 格付適用無し | 格付適用有り | 格付適用無し |
| 0% | － | 472,873 | － | 375,988 |
| 10% | － | 199,237 | － | 189,437 |
| 20% | 29,070 | 444,590 | 32,974 | 493,792 |
| 35% | － | 66,029 | － | 59,715 |
| 50% | 162,527 | 390 | 165,497 | 467 |
| 75% | － | 179,068 | － | 188,375 |
| 100% | 1,302 | 337,657 | 601 | 358,260 |
| 150% | － | 450 | － | 588 |
| 250% | － | 1,462 | － | 1,280 |
| 1,250% | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － |
| 合 計 | 192,901 | 1,701,760 | 199,073 | 1,667,906 |

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては不動産等担保や、信用保証協会保証による保全措置を講じています。但し、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、キャッシュフロー（返済能力）、事業環境、経営者の資質などを、企業格付制度などの指標を活用しさまざまな角度から分析し、案件毎の審査を行うことで、担保・保証に過度に依存した審査とならないよう工夫・配慮しています。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取り扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「事務取扱規定」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。また、ご融資などの与信取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金との相殺を用いる場合があります。この手続の際には、法的に有効であることを確認の上、当金庫が定める「事務取扱規定」等や各種約定書等に基づき、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当します。

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、優良保証などが該当します。なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法では、BIS規制告示で適格担保として自金庫預金積金、上場株式などを定めていますが、当金庫では自金庫預金積金及び上場株式を適格担保として用いています。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

| 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 | | 保 証 | | クレジット・デリバティブ | |
|-------------------------|----------|-------|---------|---------|--------------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| ポートフォリオ | | | | | | |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 8,999 | 9,109 | 124,440 | 126,200 | － | － |

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っています。具体的な派生商品は、為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。その他、有価証券関連取引については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配はありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|---------------|---------------|
| 与信相当額の算出に用いる方式 | カレントエクスポージャー式 | カレントエクスポージャー式 |
| グロス再構築コストの合計額 | 5 | 2 |
| グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額 | — | — |

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(単位：百万円)

| | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額 | | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 | |
|----------|-------------------------------|-------|-------------------------------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 派生商品取引合計 | 5 | 2 | 5 | 2 |
| 外国為替関連取引 | 5 | 2 | 5 | 2 |

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引については、投資家並びにオリジネーターとしての役割があります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握すると共に、必要に応じて統合リスク管理会議に諮り、適切なリスク管理に努めています。また、証券化商品への投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める「資金運用規定」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。一方、オリジネーター業務については、現在取り扱いはありません。

■ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

■ 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

■ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I) ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's) ・フィッチレーティングス (Fitch)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR) ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）
イ.オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません

ロ.投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません

b. 再証券化エクスポージャー

該当する残高がありません

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当する残高がありません

b. 再証券化エクスポージャー

該当する残高がありません

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ありません

自己資本の充実の状況について

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、不動産投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、不動産投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて常務会などに諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規定」やリスク管理基準、資金運用計画に基づいた厳格な運用・管理を行っています。非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「政策投資取扱規定」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

① 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

| 区分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|--------|----------|-------|----------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場株式等 | 9,597 | 9,597 | 3,365 | 3,365 |
| 非上場株式等 | 7,042 | — | 7,027 | — |

(注) 1. 貸借対照表計上額は期末日における市場価格等に基づいています。

2. 上場株式等には、上場優先出資証券を含む上場株式、上場投資信託等を計上しています。

また、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの裏付資産や裏付けのある取引として計測される部分は含めていません。

② 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|-------|-------|
| 売却益 | 302 | 872 |
| 売却損 | 18 | 16 |
| 償却 | — | — |

(注) 株式等に係る売却損益を計上しています。

なお、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの裏付資産や裏付けのある取引として計測される部分は含めていません。

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|
| 評価損益 | 987 | 193 |

(注) 「その他保有目的」の株式、優先出資証券等に係る評価損益を計上しています。

なお、リスクウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの裏付資産や裏付けのある取引として計測される部分は含めていません。

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|
| 評価損益 | △ 2 | △ 2 |

(注) その他出資金（ゴルフ会員権）に係る評価損益を計上しています。

8. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------------------|--------|--------|
| ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー | 43,643 | 37,654 |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー | — | — |
| フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー | — | — |

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB 1：金利リスク | | | | | |
|---------------|-----------|--------|--------|--------|-----|
| 項番 | | イ | ロ | ハ | ニ |
| | | ΔEVE | | ΔNII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 60,947 | 64,361 | — | — |
| 2 | 下方パラレルシフト | — | — | — | 61 |
| 3 | スティープ化 | 56,278 | 58,914 | | |
| 4 | フラット化 | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | |
| 7 | 最大値 | 60,947 | 64,361 | — | 61 |
| | | ホ | | へ | |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 94,890 | | 92,999 | |

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、下記「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

定性的な開示事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。当金庫では、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本とし、金利リスクについては、市場リスクの一つとしてリスク資本が配賦されています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）については、管理指標の一つとして、月次（前月末基準日）で計測しています。なお、ヘッジ会計は採用していません。また、連結のIRRBBについては、重要性の観点より、連結のIRRBBと当金庫単体のIRRBBを等しいものとみなしています。

■ 金利リスクの算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII

| | |
|--------------------------------|--|
| 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 | 1.25年 |
| 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 | 5年 |
| 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提 | 金融庁が定める保守的な前提 |
| 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 | 考慮していません |
| 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提 | 該当事項はありません |
| 複数の通貨の集計方法及びその前提 | 通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません |
| スプレッドに関する前提 | リスクフリーレート金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません |
| 前事業年度末の開示から変動に関する説明 | 該当事項はありません |
| 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 | 重要性テスト（金利ショック/自己資本の額）の結果のほか、収益力、自己資本の余力などと合わせて、リスクコントロールしています |

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「統合的リスク管理規定」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。特に、事務リスク管理については、「基本事務取扱規定」の整備、その遵守を心掛けるとともに、事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めています。システム・リスクについては、「システム・リスク管理規定」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらには、システム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。その他のリスクについては、苦情・相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の強化に努めています。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、統合リスク管理会議をはじめ、各委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会・常務会において経営陣への報告を行う態勢を整備しています。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しています。

当金庫グループのご案内・連結財務諸表

事業概況

当金庫グループの令和4年度の業績は、経常収益において受入手数料が増加したことなどから前期に対して45百万円の増収となりました。経常費用においては、前期に対して32百万円の増加となりました。この結果、経常利益は前期に対して12百万円増加の33億82百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に対し87百万円減少の23億61百万円となりました。連結自己資本比率においては、0.28ポイント下降し12.94%となりましたが、グループ全体でも高い健全性を維持することができました。

金庫の子会社等の状況（令和5年3月末）

| 静岡焼津ビジネス(株) | |
|-------------|-----------------|
| 所在地 | 静岡市葵区相生町1-1 |
| 設立年月日 | 昭和61年10月1日 |
| 主要業務内容 | 各種受託業務等事務処理代行業務 |
| 資本金 | 10,000千円 |
| 当金庫出資割合 | 100.00% |

| 静岡信用保証(株) | |
|-----------|----------------|
| 所在地 | 静岡市駿河区東新田3-4-1 |
| 設立年月日 | 平成元年12月1日 |
| 主要業務内容 | 住宅ローンの保証業務 |
| 資本金 | 10,000千円 |
| 当金庫出資割合 | 100.00% |

| 静岡焼津リース(株) | |
|------------|-------------|
| 所在地 | 静岡市葵区安西3-24 |
| 設立年月日 | 平成6年2月2日 |
| 主要業務内容 | リース業務 |
| 資本金 | 20,000千円 |
| 当金庫出資割合 | 100.00% |

| 静岡焼津マネジメント(株) | |
|---------------|------------------|
| 所在地 | 静岡市葵区追手町3-11 |
| 設立年月日 | 昭和29年6月29日 |
| 主要業務内容 | 不動産賃貸管理、有料職業紹介事業 |
| 資本金 | 12,800千円 |
| 当金庫出資割合 | 10.00% |

直近の5連結会計年度における主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 連結経常収益 | 12,545 | 18,110 | 19,538 | 20,433 | 20,478 |
| 連結経常利益 | 2,027 | 1,554 | 2,209 | 3,369 | 3,382 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,419 | 1,526 | 1,436 | 2,449 | 2,361 |
| 連結純資産額 | 56,907 | 94,755 | 95,687 | 92,429 | 85,537 |
| 連結総資産額 | 999,839 | 1,681,734 | 1,878,729 | 1,930,125 | 1,887,200 |
| 連結自己資本比率 | 13.60% | 14.27% | 13.98% | 13.22% | 12.94% |

連結信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------|---------|---------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 1,635 | 1,958 |
| 危険債権 | 29,963 | 28,684 |
| 三月以上延滞債権 | 276 | 398 |
| 貸出条件緩和債権 | 2,103 | 2,062 |
| 小計 (A) | 33,979 | 33,103 |
| 正常債権 (B) | 888,637 | 932,437 |
| 総与信残高 (A)+(B) | 922,617 | 965,541 |

(注) 連結ベースの保全状況は単体ベースとの差額において重要性が乏しいため、省略しています。

セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に、一部で住宅ローンの保証業務やリース業務等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 令和3年度 令和4年3月31日現在 | 令和4年度 令和5年3月31日現在 |
|--------------|----------------------|----------------------|
| 現金及び預け金 | 502,807 | 460,020 |
| 買入手形及びコールローン | 428 | 200 |
| 買入金銭債権 | 13,571 | 13,437 |
| 金銭の信託 | 495 | 99 |
| 有価証券 | 526,825 | 478,434 |
| 貸出金 | 847,271 | 892,019 |
| 外国為替 | 176 | 133 |
| その他資産 | 15,347 | 15,740 |
| 有形固定資産 | 21,139 | 21,928 |
| 建物 | 6,004 | 6,752 |
| 土地 | 12,883 | 13,193 |
| リース資産 | 370 | 352 |
| 建設仮勘定 | 689 | 334 |
| その他有形固定資産 | 1,191 | 1,295 |
| 無形固定資産 | 242 | 200 |
| ソフトウェア | 142 | 125 |
| リース資産 | 3 | 1 |
| その他無形固定資産 | 96 | 73 |
| 退職給付に係る資産 | 116 | - |
| 繰延税金資産 | 3,729 | 7,285 |
| 債務保証見返 | 7,345 | 6,683 |
| 貸倒引当金 | △ 9,371 | △ 8,984 |
| 資産の部合計 | 1,930,125 | 1,887,200 |

| 科目 | 令和3年度 令和4年3月31日現在 | 令和4年度 令和5年3月31日現在 |
|--------------|----------------------|----------------------|
| 預金積金 | 1,733,733 | 1,788,707 |
| 借入金 | 90,398 | 342 |
| その他負債 | 2,642 | 2,961 |
| 賞与引当金 | 392 | 377 |
| 役員賞与引当金 | 40 | 39 |
| 退職給付引当金 | 876 | 311 |
| 役員退任慰労引当金 | 344 | 354 |
| 睡眠預金引当金 | 40 | 37 |
| 偶発損失引当金 | 390 | 366 |
| その他の引当金 | 60 | 76 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 1,429 | 1,403 |
| 債務保証 | 7,345 | 6,683 |
| 負債の部合計 | 1,837,695 | 1,801,662 |
| 出資金 | 3,251 | 3,244 |
| 利益剰余金 | 90,976 | 94,173 |
| 会員勘定合計 | 94,227 | 97,418 |
| その他有価証券評価差額金 | △ 5,217 | △ 15,269 |
| 土地再評価差額金 | 3,420 | 3,351 |
| 評価・換算差額金等合計 | △ 1,797 | △ 11,918 |
| 非支配株主持分 | - | 38 |
| 純資産の部合計 | 92,429 | 85,537 |
| 負債及び純資産の部合計 | 1,930,125 | 1,887,200 |

連結損益計算書

(単位：千円)

| 科目 | 令和3年度 令和3年4月1日から令和4年3月31日 | 令和4年度 令和4年4月1日から令和5年3月31日 |
|------------------|------------------------------|------------------------------|
| 経常収益 | 20,433,528 | 20,478,992 |
| 資金運用収益 | 14,670,155 | 14,092,752 |
| 貸出金利息 | 10,489,878 | 10,497,707 |
| 預け金利息 | 649,785 | 652,261 |
| 買入手形利息及びコールローン利息 | 607 | 2,024 |
| 有価証券利息配当金 | 3,311,965 | 2,724,027 |
| その他の受入利息 | 217,918 | 216,731 |
| 役員取引等収益 | 2,107,525 | 2,202,369 |
| その他業務収益 | 207,464 | 232,081 |
| その他経常収益 | 3,448,383 | 3,951,789 |
| 貸倒引当金戻入益 | 186,168 | 247,161 |
| その他の経常収益 | 3,262,215 | 3,704,627 |
| 経常費用 | 17,063,608 | 17,096,535 |
| 資金調達費用 | 447,860 | 399,254 |
| 預金利息 | 440,627 | 394,082 |
| 給付補填備金繰入額 | 6,614 | 4,452 |
| 借入金利息 | 617 | 538 |
| その他の支払利息 | - | 180 |
| 役員取引等費用 | 1,469,680 | 1,446,034 |
| その他業務費用 | 605,421 | 928,748 |
| 経常費用 | 14,342,003 | 14,165,191 |
| その他経常費用 | 198,643 | 157,306 |
| 経常利益 | 3,369,920 | 3,382,456 |
| 特別利益 | - | 53,078 |
| 固定資産処分益 | - | 1,105 |
| その他の特別利益 | - | 51,972 |
| 特別損失 | 194,092 | 221,346 |
| 固定資産処分損失 | 46,351 | 107,816 |
| 減損損失 | 147,740 | 103,829 |
| その他の特別損失 | - | 9,700 |
| 税金等調整前当期純利益 | 3,175,827 | 3,214,188 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 528,461 | 631,514 |
| 法人税等調整額 | 198,184 | 193,011 |
| 法人税等合計 | 726,645 | 824,525 |
| 当期純利益 | 2,449,182 | 2,389,662 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,449,182 | 2,361,766 |

連結剰余金計算書

(単位：千円)

| 科目 | 令和3年度 令和3年4月1日から令和4年3月31日 | 令和4年度 令和4年4月1日から令和5年3月31日 |
|----------------------|------------------------------|------------------------------|
| 利益剰余金期首残高(当期期首残高) | 88,664,588 | 90,976,041 |
| 利益剰余金増加高 | 2,449,182 | 3,268,946 |
| 連結範囲の変動に伴う子会社剰余金の増加高 | - | 838,399 |
| 土地再評価差額金取崩額 | - | 68,780 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,449,182 | 2,361,766 |
| 利益剰余金減少高 | 137,725 | 71,462 |
| 配当金 | 64,170 | 61,962 |
| 再評価差額金取崩額 | 73,558 | - |
| その他の取崩額 | - | 9,500 |
| 利益剰余金期末残高 | 90,976,041 | 94,173,524 |

連結財務諸表

令和4年度連結貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2及び3と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～15年 |

連結される子会社の有形固定資産（リース資産を除く）については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、当金庫グループ利用のソフトウェアについては、当金庫グループ内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額と、それ以外のものは等としております。
- 外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に、次のとおり計上しております。破産、特別清算等の状況に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」とい）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」とい）に係る債権については、債権の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」とい）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると見られる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等割引した金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収可能見込額をそれぞれ計上しております。
- 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 役員貸与引当金は、役員への貸与の支払いに備えるため、役員に対する貸与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準により算定しております。また、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は次のとおりであります。

| | |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主に12年）による定額法により処分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から損益処理 |
| 過去勤務費用 | その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 |

「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別表様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額と年金資産の額の差額を計上しております。なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上し、退職給付に係る期末未自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 当金庫グループは、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型立派型厚生年金基金）に加入しており、当金庫グループの拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができず、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の最近の積立状況及び制度全体の拠出済みと占める当金庫グループの割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

| | |
|-------------------------------|--------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △66,857百万円 |

②制度全体に占める当金庫グループの掛金拠出割合（令和4年3月31日現在）0.5001%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫グループは、当連結会計年度の連結計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金95百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付との額に乗じることで算定されたため、上記②の割合は当金庫グループの実際の負担割合とは一致しません。
14. 役員退任慰労引当金は、役員への退任慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退任慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までの期間に帰属する額を計上しております。
15. 睡眠引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
16. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担額の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
17. 当金庫グループの外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを軽減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替オプション取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等が見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
18. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金・代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。資金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に投分しておりますが、履行義務の充足が1年以上となる取引はありません。
19. 当金庫グループの消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続は投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄ごとに、益の金額は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還額」に計上しております。
21. 会計上の見積りにより当事業年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは次の通りです。

| | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 8,984百万円 |
|-------|----------|

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として10.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
22. 有形固定資産の減価償却累計額 13,009百万円
23. 有形固定資産の圧縮記憶額 1,237百万円
24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は

一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

| | |
|--------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,958百万円 |
| 危険債権額 | 28,684百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 398百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 2,062百万円 |
| 正常債権 | 33,103百万円 |
| 小計額 | 932,437百万円 |
| 合計額 | 965,541百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

| | | | | | | | |
|--|-----------|----------|-----|--------|----|-------|--|
| ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、17,695百万円であり、 | | | | | | | |
| 26. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号につき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引渡手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保と同一方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,951百万円であり、 | | | | | | | |
| 27. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table border="1"><tr><td>有価証券</td><td>1,600百万円</td></tr><tr><td>預け金</td><td>570百万円</td></tr><tr><td>現金</td><td>70百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 | 有価証券 | 1,600百万円 | 預け金 | 570百万円 | 現金 | 70百万円 | |
| 有価証券 | 1,600百万円 | | | | | | |
| 預け金 | 570百万円 | | | | | | |
| 現金 | 70百万円 | | | | | | |
| 預金 | 18,163百万円 | | | | | | |
| 借入金 | 342百万円 | | | | | | |

上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金27,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には保証金71百万円及び敷金4百万円が含まれております。- 28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

| | |
|------------|---------------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成11年3月31日（旧静岡信用金庫） |
| | 平成12年3月31日（旧静岡信用金庫） |

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価指数に基づいて算出。路線価の定められていない地域については、固定資産税評価額に評価倍率を乗じて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,335百万円

- 出資1口当たりの純資産額 1,317円51銭
- 金融商品の状況に関する事項
- 金融商品に対する取組み方針
- ①当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理を行っております。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券等であり、満期保有等、その他保有目的等と保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- ③金融商品に係るリスク管理体制
- ④信用リスクの管理
当金庫グループは、信用リスク管理規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に統合リスク管理会議を開催しており報告を行っております。有価証券等の発行体の信用リスクに関しては、市場金融部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ⑤市場リスクの管理
- i) 金利リスク管理
当金庫グループは、統合的リスク管理によって市場リスクを管理しております。統合的リスク管理規定及び市場リスク管理規定等によりリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、統合的リスク管理会議において実施状況の把握・確認及び今後の対応等の協議を行い、その結果を理事会へ報告しております。日常的にはリスク統括部において、金融資産及び負債の状況を総合的に把握し、統計的手法によりモニタリングを行い、月次ペースで統合的リスク管理会議に報告しております。
- ii) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積立」があります。当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動額を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい）、日本金利の相場1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、60,947百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮してあります。また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生ずる可能性があります。

有価証券のうち、債券、上場株式、投資信託等の市場リスク量をVaRにより月次で計し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは、分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間3年）により算出しており、令和5年3月31日（当事業年度の決算日）現在当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は17,940百万円です。VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないような相場変動が激化する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫グループは、市場調達に依存しない安定的な資金繰りを確保することによって、流動性リスクを管理しております。
- ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

31. 金融商品の時価等に関する事項
 令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の算定方法については(注1)参照)なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照。また、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資産・負債)、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引(受入)保証金並びにコマース・ペーパーは、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
 また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(時価) (単位:百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|------------|-----------|------|
| (1) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 16,505 | 16,730 | 225 |
| その他有価証券 | 461,288 | 461,288 | - |
| 金融資産計 | 477,793 | 478,018 | 225 |
| (1) 預金積立 | 1,788,707 | 1,788,275 | △431 |
| (2) 借入金 | 342 | 337 | △4 |
| 金融負債計 | 1,789,049 | 1,788,612 | △436 |

(時価に代わる金額) (単位:百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価に代わる金額 | 差額 |
|-------------|------------|-----------|--------|
| (1) 預け金(※1) | 447,333 | 447,054 | △278 |
| (2) 貸出金(※1) | 892,019 | - | - |
| 貸倒引当金(※2) | △8,946 | - | - |
| | 883,073 | 879,205 | △3,867 |
| 金融資産計 | 1,330,406 | 1,326,259 | △4,146 |

(※1) 預け金、貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(国債金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(国債金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積立

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に借入れを行った際に想定される利率を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------|------------|
| 非上場株式(※1) | 176 |
| 組合出資金(※2) | 463 |
| 合計 | 640 |

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(平成元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

32. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下、35まで同様であります。

売買目的有価証券

| | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円) |
|----------|--------------------------|
| 売買目的有価証券 | - |

満期保有目的の債券

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|----------------------|-----|-----------------|---------|---------|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 8,932 | 9,157 | 224 |
| | 地方債 | 346 | 347 | 1 |
| | 社債 | 1,311 | 1,337 | 25 |
| | 小計 | 10,590 | 10,841 | 251 |
| | 国債 | 5,914 | 5,889 | △25 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 地方債 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | 小計 | 5,914 | 5,889 | △25 |
| 合計 | | 16,505 | 16,730 | 225 |

その他有価証券

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) |
|-----------------------|------------------------|-----------------|-----------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 158 | 126 | 31 |
| | 債券 | 46,295 | 46,063 | 232 |
| | 国債 | 5,736 | 5,704 | 32 |
| | 地方債 | 18,644 | 18,547 | 97 |
| | 社債 | 21,914 | 21,811 | 103 |
| | その他 | 5,211 | 4,089 | 1,121 |
| | 外国証券 | 505 | 500 | 5 |
| | その他 | 4,706 | 3,589 | 1,116 |
| | 小計 | 51,664 | 50,279 | 1,385 |
| | 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 1,035 | 1,130 |
| 債券 | | 366,646 | 384,415 | △17,768 |
| 国債 | | 90,787 | 96,992 | △6,204 |
| 地方債 | | 45,164 | 47,453 | △2,289 |
| 社債 | | 230,694 | 239,969 | △9,274 |
| その他 | | 41,941 | 46,466 | △4,525 |
| 外国証券 | | 27,250 | 29,497 | △2,247 |
| その他 | | 14,690 | 16,969 | △2,278 |
| 小計 | | 409,623 | 432,013 | △22,389 |
| 合計 | | 461,288 | 482,292 | △21,004 |

33. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

| | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|-----|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 3,668 | 424 | △16 |
| 債券 | 24,847 | 57 | △27 |
| 国債 | 8,274 | 19 | △27 |
| 地方債 | 14,269 | 29 | △0 |
| 社債 | 2,303 | 9 | - |
| その他 | 10,304 | 447 | △18 |
| 合計 | 38,819 | 929 | △62 |

34. 運用目的の金銭の信託

| | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円) |
|------------|-----------------|--------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 99 | - |

35. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

| | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価(百万円) | 差額(百万円) | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円) | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円) |
|-----------|-----------------|-----------|---------|------------------------------|-------------------------------|
| その他の金銭の信託 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、96,751百万円であります。このうち原契約期間が1年以上のもの70,114百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越グループの将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の営業等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

| | |
|---------------|-----------|
| 退職給付債務 | △3,167百万円 |
| 年金資産(時価) | 3,267 |
| 未積立退職給付債務 | 100 |
| 未認識数理計算上の差異 | △417 |
| 未認識過去勤務債務 | 4 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △311 |
| 退職給付に係る資産 | 0 |
| 退職給付に係る負債 | △311 |

(注) 一部の連結子会社は、退職給付の算定にあたり、簡便法を採用しております。

38. 会計方針の変更

企業会計基準第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計指針を、将来にわたって適用しております。この変更による計算書類への影響はありません。

令和4年度連結損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当り親会社株主に帰属する当期純利益金額 36円38銭
- リース取引の収益・費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益は、2,208,198千円あります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

| 取引等の種類 | 顧客との契約から生じる収益の主な概要 | 主な収益認識基準等 |
|-----------|---|--|
| 国内為替業務 | 送金・代金立等の国内為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む) | これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。 |
| 外国為替業務 | 輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料 | 貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。 |
| その他の役務取引等 | 手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料 | |

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除外しております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

自己資本の充実の状況について（連結）

連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

■ 自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は地域のお客様による出資金、利益剰余金等により構成されています。なお、自己資本の調達はしずおか焼津信用金庫が発行主体の普通出資金によりなされており、3,244百万円がコア資本に係る基礎項目の額に算入されています。

(単位：百万円、%)

| 項 目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|----------------|----------------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 94,162 | 97,353 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 3,251 | 3,244 |
| うち、利益剰余金の額 | 90,976 | 94,173 |
| うち、外部流出予定額 (△) | 65 | 64 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等 | — | — |
| うち、為替換算調整勘定 | — | — |
| うち、退職給付に係るものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 1,041 | 779 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 1,041 | 779 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 436 | 213 |
| 非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 95,640 | 98,347 |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額 | 176 | 145 |
| うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額 | 176 | 145 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 退職給付に係る資産の額 | 84 | — |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 260 | 145 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 (イ) - (ロ) | 95,379 | 98,201 |
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 692,308 | 728,178 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 1,998 | 1,904 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 2,850 | △ 2,850 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 4,849 | 4,754 |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 29,016 | 30,466 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 721,325 | 758,645 |
| 連結自己資本比率 | | |
| 連結自己資本比率 (ハ) / (ニ) | 13.22% | 12.94% |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁公示第21号）に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2. その他金融機関等であって信用金庫の子法人などであるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当がありません

3. 自己資本の充実度に関する事項

■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫グループは単体と同様、内部留保による資本の積み上げを行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えています。

(単位：百万円)

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---|----------------|---------------|----------------|---------------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計 | 692,308 | 27,692 | 728,178 | 29,127 |
| ①標準的手法が適用される | | | | |
| ポर्टフォリオごとのエクスポージャー | 675,739 | 27,029 | 712,044 | 28,481 |
| 現金 | — | — | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | — | — | — | — |
| 国際開発銀行向け | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | 1,199 | 47 | 1,107 | 44 |
| 我が国の政府関係機関向け | 6,377 | 255 | 6,040 | 241 |
| 地方三公社向け | 1,145 | 45 | 1,144 | 45 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 89,616 | 3,584 | 99,447 | 3,977 |
| 法人等向け | 218,721 | 8,748 | 244,444 | 9,777 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 158,231 | 6,329 | 167,479 | 6,699 |
| 抵当権付住宅ローン | 22,933 | 917 | 20,660 | 826 |
| 不動産取得等事業向け | 102,384 | 4,095 | 95,586 | 3,823 |
| 三月以上延滞等 | 658 | 26 | 826 | 33 |
| 取立未済手形 | 79 | 3 | 85 | 3 |
| 信用保証協会等による保証付 | 12,347 | 493 | 11,795 | 471 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | — | — | — |
| 出資等 | 8,394 | 335 | 2,987 | 119 |
| 出資等のエクスポージャー | 8,394 | 335 | 2,987 | 119 |
| 重要な出資のエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外 | 53,649 | 2,145 | 60,437 | 2,417 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 7,507 | 300 | 7,507 | 300 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 6,677 | 267 | 6,677 | 267 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | 919 | 36 | 458 | 18 |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー | — | — | — | — |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー | — | — | — | — |
| 上記以外のエクスポージャー | 38,545 | 1,541 | 45,794 | 1,831 |
| ②証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| 証券化 | — | — | — | — |
| 非STC要件適用分 | — | — | — | — |
| 再証券化 | — | — | — | — |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 14,471 | 578 | 14,117 | 564 |
| ルック・スルー方式 | 14,471 | 578 | 14,117 | 564 |
| マンデート方式 | — | — | — | — |
| 蓋然性方式 (250%) | — | — | — | — |
| 蓋然性方式 (400%) | — | — | — | — |
| フォールバック方式 (1,250%) | — | — | — | — |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 4,849 | 193 | 4,754 | 190 |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △2,850 | △114 | △2,850 | △114 |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 78 | 3 | 78 | 3 |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | 20 | 0 | 34 | 1 |
| ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 29,016 | 1,160 | 30,466 | 1,218 |
| ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ) | | 28,853 | | 30,345 |

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは基礎的手法により

オペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の
分母の額×4%

(オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法)
粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) ×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

自己資本の充実の状況について（連結）

4. 信用リスクに関する事項

（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■ リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫グループにおいては、単体と同様、信用リスクの管理を最重要の課題と位置付け取組んでいます。当金庫グループでは「子会社管理規定」を制定し、連結子会社等を含めた管理体制を整備しています。連結子会社等の事業計画の進捗、収支状況等については、定期的に当金庫の常務会等に報告されています。

■ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等

連結子会社等における適格格付機関の利用はありません。

① 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

（単位：百万円）

| エクスポージャー 区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | 三月以上延滞 エクスポージャー | |
|-----------------|----------------------|------------------|---|----------------|------------------|----------------|----------|----------|--------------------|--------------|
| | | | 貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引 | | 預け金及び債券 | | デリバティブ取引 | | | |
| | 地域区分 業種区分 期間区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 |
| 国 内 | 1,882,989 | 1,856,029 | 860,610 | 904,684 | 997,179 | 925,190 | 5 | 2 | 1,089 | 1,287 |
| 国 外 | 11,777 | 11,772 | 67 | 60 | 11,709 | 11,712 | - | - | - | - |
| 地域別合計 | 1,894,766 | 1,867,802 | 860,678 | 904,745 | 1,008,889 | 936,903 | 5 | 2 | 1,089 | 1,287 |
| 製造業 | 144,100 | 150,211 | 100,374 | 107,862 | 43,726 | 42,348 | - | - | 412 | 400 |
| 農業、林業 | 861 | 1,062 | 861 | 1,062 | - | - | - | - | - | - |
| 漁業 | 2,021 | 1,597 | 2,021 | 1,597 | - | - | - | - | - | - |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 851 | 705 | 851 | 705 | - | - | - | - | - | - |
| 建設業 | 82,336 | 86,722 | 77,335 | 82,221 | 5,000 | 4,500 | - | - | 29 | 104 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 30,562 | 33,317 | 1,342 | 1,571 | 29,219 | 31,746 | - | - | - | 27 |
| 情報通信業 | 7,017 | 6,552 | 2,509 | 2,679 | 4,508 | 3,873 | - | - | - | - |
| 運輸業、郵便業 | 100,055 | 96,140 | 17,506 | 18,460 | 82,548 | 77,679 | - | - | - | - |
| 卸売業、小売業 | 80,061 | 84,347 | 72,405 | 76,678 | 7,655 | 7,667 | 0 | 0 | 71 | 133 |
| 金融業、保険業 | 508,974 | 554,146 | 49,591 | 55,645 | 452,516 | 491,877 | 2 | 1 | - | - |
| 不動産業 | 159,931 | 164,136 | 109,825 | 113,609 | 50,106 | 50,527 | - | - | 181 | 189 |
| 物品賃貸業 | 8,064 | 7,965 | 8,064 | 7,965 | - | - | - | - | - | - |
| 学術研究・専門・技術サービス業 | 9,475 | 10,503 | 8,774 | 9,802 | 701 | 701 | - | - | - | 191 |
| 宿泊業 | 3,475 | 3,556 | 3,475 | 3,556 | - | - | - | - | - | 46 |
| 飲食業 | 12,100 | 11,638 | 12,100 | 11,638 | - | - | - | - | 55 | 8 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 20,869 | 21,498 | 20,141 | 20,771 | 727 | 727 | - | - | - | 0 |
| 教育、学習支援業 | 5,781 | 5,543 | 5,370 | 5,142 | 410 | 400 | - | - | 29 | - |
| 医療、福祉 | 29,765 | 31,733 | 29,765 | 31,733 | - | - | - | - | 26 | 5 |
| その他のサービス | 46,203 | 47,086 | 44,578 | 45,432 | 1,679 | 1,679 | - | - | 5 | 9 |
| 国・地方公共団体等 | 385,701 | 294,938 | 75,278 | 85,900 | 310,423 | 209,038 | - | - | - | - |
| 個人 | 218,504 | 220,707 | 218,502 | 220,707 | - | - | 1 | 0 | 278 | 171 |
| その他 | 38,049 | 33,688 | 0 | - | 19,665 | 14,135 | - | - | - | - |
| 業種別合計 | 1,894,766 | 1,867,802 | 860,678 | 904,745 | 1,008,889 | 936,903 | 5 | 2 | 1,089 | 1,287 |
| 1年以下 | 344,582 | 274,358 | 119,374 | 128,490 | 223,239 | 144,109 | 5 | 2 | | |
| 1年超3年以下 | 199,882 | 204,324 | 44,981 | 44,906 | 154,898 | 159,417 | - | - | | |
| 3年超5年以下 | 91,079 | 133,457 | 61,639 | 69,854 | 29,439 | 63,602 | - | - | | |
| 5年超7年以下 | 150,892 | 126,967 | 48,718 | 47,719 | 102,174 | 79,248 | - | - | | |
| 7年超10年以下 | 235,579 | 267,941 | 157,730 | 166,071 | 77,767 | 101,785 | - | - | | |
| 10年超 | 690,720 | 720,419 | 426,460 | 445,947 | 264,260 | 274,472 | - | - | | |
| 期間の定めのないもの | 182,028 | 140,333 | 1,773 | 1,755 | 157,108 | 114,266 | - | - | | |
| 残存期間別合計 | 1,894,766 | 1,867,802 | 860,678 | 904,745 | 1,008,889 | 936,903 | 5 | 2 | | |

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 具体的には現金や固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| | | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 令和3年度 | 1,242 | 1,041 | — | 1,242 | 1,041 |
| | 令和4年度 | 1,041 | 779 | — | 1,041 | 779 |
| 個別貸倒引当金 | 令和3年度 | 8,467 | 8,329 | 109 | 8,358 | 8,329 |
| | 令和4年度 | 8,329 | 8,204 | 160 | 8,169 | 8,204 |
| 合 計 | 令和3年度 | 9,710 | 9,371 | 109 | 9,600 | 9,371 |
| | 令和4年度 | 9,371 | 8,984 | 160 | 9,211 | 8,984 |

連結子会社のうち、静岡焼津リース㈱及び静岡信用保証㈱においては「自己査定及び償却引当マニュアル」を制定し、それに基づき貸倒引当金を計上しています。なお、貸倒引当金の計上基準は、しずおか焼津信用金庫の計上基準に準じています。算定結果については、内部検証を実施するなど、適正な計上に努めています。

③ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | | | | | | | 貸出金償却 | |
|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|----------|
| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | | | 期末残高 | | | |
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目的使用 | | その他 | | 令和3年度 | 令和4年度 | | |
| 国 内 | 8,467 | 8,329 | 8,329 | 8,204 | 109 | 160 | 8,358 | 8,169 | 8,329 | 8,204 | — | — |
| 国 外 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 地 域 別 合 計 | 8,467 | 8,329 | 8,329 | 8,204 | 109 | 160 | 8,358 | 8,169 | 8,329 | 8,204 | — | — |
| 製 造 業 | 2,217 | 2,065 | 2,065 | 2,038 | 77 | 96 | 2,140 | 1,969 | 2,065 | 2,038 | — | — |
| 農 業 ・ 林 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 漁 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 建 設 業 | 1,016 | 997 | 997 | 1,104 | 9 | — | 1,007 | 997 | 997 | 1,104 | — | — |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 情 報 通 信 業 | — | — | 0 | 10 | — | — | — | 0 | 0 | 10 | — | — |
| 運輸業・郵便業 | 0 | 27 | 27 | 6 | — | 19 | 0 | 7 | 27 | 6 | — | — |
| 卸売業・小売業 | 1,487 | 1,518 | 1,518 | 1,492 | 7 | 10 | 1,480 | 1,508 | 1,518 | 1,492 | — | — |
| 金 融 ・ 保 険 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 不 動 産 業 | 1,042 | 994 | 994 | 968 | — | 11 | 1,042 | 982 | 994 | 968 | — | — |
| 各 種 サ ー ビ ス | 2,533 | 2,548 | 2,548 | 2,491 | 9 | 5 | 2,523 | 2,542 | 2,548 | 2,491 | — | — |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 個 人 | 99 | 116 | 116 | 55 | 4 | 6 | 94 | 109 | 116 | 55 | — | — |
| そ の 他 | 69 | 60 | 60 | 36 | 1 | 9 | 67 | 51 | 60 | 36 | — | — |
| 合 計 | 8,467 | 8,329 | 8,329 | 8,204 | 109 | 160 | 8,358 | 8,169 | 8,329 | 8,204 | — | — |

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

自己資本の充実の状況について（連結）

④ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| 告示で定めるリスク・ウェイト区分 | エクスポージャーの額 | | | |
|------------------|------------|-----------|---------|-----------|
| | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
| | 格付適用有り | 格付適用無し | 格付適用有り | 格付適用無し |
| 0% | － | 472,873 | － | 375,989 |
| 10% | － | 199,237 | － | 189,437 |
| 20% | 29,070 | 444,590 | 32,974 | 493,792 |
| 35% | － | 66,029 | － | 59,715 |
| 50% | 162,527 | 390 | 165,497 | 467 |
| 75% | － | 179,576 | － | 189,217 |
| 100% | 1,302 | 337,246 | 601 | 358,235 |
| 150% | － | 450 | － | 588 |
| 250% | － | 1,470 | － | 1,286 |
| 1,250% | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － |
| 合計 | 192,901 | 1,701,865 | 199,073 | 1,668,728 |

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

連結子会社では信用リスク削減手法の利用がないため、連結子会社におけるリスク管理の方針や手続に関する定めはありません。

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単体と同様です。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

連結子会社では派生商品取引及び長期決済期間取引の利用がないため、連結子会社におけるリスク管理の方針や手続に関する定めはありません。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する取扱

単体と同様です。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

連結子会社では証券化エクスポージャーの利用がないため、連結子会社におけるリスク管理の方針や手続に関する定めはありません。

■ 証券化エクスポージャーに関する取扱

単体と同様です。

8. 出資等エクスポージャーに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

連結子会社では出資等エクスポージャーの利用がないため、連結子会社におけるリスク管理の方針や手続に関する定めはありません。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

単体と同様です。ただし、子会社株式が相殺されています。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体と同様です。

10. 金利リスクに関する事項

単体の金利リスクに関する事項をご参照ください。

11. オペレーショナル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫グループでは「子会社管理規定」を制定し、連結子会社を含めた管理態勢を整備しています。
 連結子会社の事業計画の進捗、収支状況、リスク管理状況等については、定期的に当金庫の常務会等に報告されています。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫グループは基礎的手法を採用しています。

開示項目一覧

(信用金庫法第89条に基づく開示項目)

単体 (信用金庫法施行規則第132条等における規定)

| | |
|-----------------------------|-------|
| 1. 金庫の概況及び組織に関する事項 | |
| (1) 事業の組織 | 4 |
| (2) 理事及び監事の氏名及び役職名 | 4 |
| (3) 会計監査人の氏名又は名称 | 16 |
| (4) 事務所の名称及び所在地 | 5 |
| 2. 金庫の主要な事業の内容 | 3 |
| 3. 金庫の主要な事業に関する事項 | |
| (1) 直近の事業年度における事業の概況 | 6 |
| (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況 | 19 |
| ① 経常収益 | |
| ② 経常利益または経常損失 | |
| ③ 当期純利益または当期純損失 | |
| ④ 出資総額及び出資総口数 | |
| ⑤ 純資産額 | |
| ⑥ 総資産額 | |
| ⑦ 預金積金残高 | |
| ⑧ 貸出金残高 | |
| ⑨ 有価証券残高 | |
| ⑩ 単体自己資本比率 | |
| ⑪ 出資に対する配当金 | |
| ⑫ 職員数 | |
| (3) 直近の2事業年度における事業の状況 | |
| ① 主要な業務の状況を示す指標 | |
| ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、 | |
| 実質業務純益及びコア業務純益、コア業務純益 | |
| (投資信託解約損益を除く) | 19 |
| イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 | 20 |
| ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、 | |
| 利回り及び資金利鞘 | 20 |
| エ. 受取利息及び支払利息の増減 | 20 |
| オ. 総資産経常利益率 | 19 |
| カ. 総資産当期純利益率 | 19 |
| ② 預金に関する指標 | |
| ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 | |
| その他の預金の平均残高 | 21 |
| イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金、その他の区分 | |
| ごとの定期預金の残高 | 21 |
| ③ 貸出金等に関する指標 | |
| ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越 | |
| 及び割引手形の平均残高 | 22 |
| イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 | 22 |
| ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 | 22 |
| エ. 使途別の貸出金残高 | 22 |
| オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 | 22 |
| カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 | 19 |
| ④ 有価証券に関する指標 | |
| ア. 商品有価証券の種類別の平均残高 | 24 |
| イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 | 24 |
| ウ. 有価証券の種類別の平均残高 | 24 |
| エ. 預証率の期末値及び期中平均値 | 19 |
| 4. 金庫の事業の運営に関する事項 | |
| (1) リスク管理の体制 | 11・12 |
| (2) 法令遵守の体制 | 9 |
| (3) 中小企業の経営の改善及び | |
| 地域の活性化のための取組の状況 | 7・8 |
| (4) 金融ADR制度への対応 | 9 |

| | |
|------------------------------------|-------|
| 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況 | |
| (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 | 15~18 |
| (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 23 |
| ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | |
| ② 危険債権 | |
| ③ 三月以上延滞債権 (貸出金) | |
| ④ 貸出条件緩和債権 (貸出金) | |
| (3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が | |
| 別に定める事項 | 27~34 |
| (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | |
| ① 有価証券 | 25 |
| ② 金銭の信託 | 26 |
| ③ デリバティブ取引 (規則第102条第1項第5号に掲げる取引) | 26 |
| (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 23 |
| (6) 貸出金償却の額 | 23 |
| (7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について | |
| 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 | 16 |
| 6. 報酬に関する事項 | 20 |

連結 (信用金庫法施行規則第133条における規定)

| | |
|---------------------------------|-------|
| 1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項 | |
| (1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 | 35 |
| (2) 金庫の子会社等に関する事項 | 35 |
| ① 名称 | |
| ② 主たる営業所または事業所の所在地 | |
| ③ 資本金又は出資金 | |
| ④ 事業の内容 | |
| ⑤ 設立年月日 | |
| ⑥ 金庫が所有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の | |
| 総議決権に占める割合 | |
| 2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項 | |
| (1) 直近の事業年度における事業の概況 | 35 |
| (2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標 | 35 |
| ① 経常収益 | |
| ② 経常利益または経常損失 | |
| ③ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に | |
| 帰属する当期純損失 | |
| ④ 純資産額 | |
| ⑤ 総資産額 | |
| ⑥ 連結自己資本比率 | |
| 3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の | |
| 状況に関する事項 | |
| (1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び | |
| 連結剰余金計算書 | 36~38 |
| (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | 35 |
| ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | |
| ② 危険債権 | |
| ③ 三月以上延滞債権 (貸出金) | |
| ④ 貸出条件緩和債権 (貸出金) | |
| (3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が | |
| 別に定める事項 | 39~43 |
| (4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営ん | |
| でいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属 | |
| する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の | |
| 額として算出したもの (事業の種類別セグメント情報) | 35 |
| 4. 報酬に関する事項 | 20 |

お問い合わせ

[受付時間] 平日9：00～17：00

※土、日、祝日及び12月31日～1月3日を除く

ご意見・ご要望等

 0120-001-772 (有料：054-247-6595)

住宅資金・個人ローンに関するもの

 0120-801-550 (有料：054-270-8011)

商品・サービスに関するもの

 0120-223-717 (有料：054-247-6631)

外為の商品・サービスに関するもの

 0120-692-333

でんさいネットサービスに関するもの

 0120-812-070 (有料：054-629-1113)

しずしんインターネット支店

 0120-424-055 (有料：054-247-1192)

投信インターネットサービスに関するもの

 0120-159-144

インターネットバンキングの操作以外に関するもの

(有料) 054-629-1117

インターネットバンキングの
操作に関するもの  0120-100-257

[受付時間] 平日9：00～22：00

※土、日、祝日及び12月31日～1月3日を除く



地域の未来によりそう
しずおか焼津信用金庫

〒420-0838 静岡県静岡市葵区相生町1番1号
TEL：054-247-1151

<https://www.shizuokayaizu-shinkin.co.jp>
Email：info@shizuokayaizu-shinkin.co.jp